

令和5年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年9月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第1		会議録署名議員の指名		
第2	議案 第80号	飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について		
第3	議案 第81号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について		
第4	議案 第82号	字区域の変更について(河合町角川XI地区)		
第5	議案 第83号	字区域の変更について(神岡町西VII地区)		
第6	議案 第84号	字区域の変更について(古川町数河地区)		
第7	議案 第85号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)		
第8	議案 第86号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)		
第9	議案 第87号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)		
第10	議案 第88号	令和5年度飛騨市給食費特別会計補正予算(補正第1号)		
第11	議案 第89号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)		
第12	認定 第1号	令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について		
第13	認定 第2号	令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
第14	認定 第3号	令和4年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
第15	認定 第4号	令和4年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		

令和5年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年9月14日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	認定 第5号	令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定 第6号	令和4年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第7号	令和4年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第8号	令和4年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第9号	令和4年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第10号	令和4年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第11号	令和4年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第12号	令和4年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第13号	令和4年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第25	認定 第14号	令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第26		一般質問
第27	議案 第90号	損害賠償の額の決定について

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原上	美雅	保	子廣
2番	谷		口	敬		信孝
3番	上	ケ	吹	豊		孝二
4番	井		端	浩		朗美
5番	澤			史		次博
6番	住		田	清		憲子
7番	徳		島	純		子子
8番	前		川	文	美	徳
9番	野		村	勝		
10番	籠		山	恵		
11番	高		原	邦		
12番	葛		谷	寛		
13番						

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
教育長	沖	畑	康	子
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	藤	井	弘	史
商工観光部長	畑	上	あ	さ
農林部長	野	村	久	徳
基盤整備部長	森		英	樹
環境水道部長	横	山	裕	和
財政課長	上	畑	浩	司
病院事務局長	佐	藤	直	樹
教育委員会事務局長	野	村	賢	一
会計管理者	渡	邊	康	智
消防長	堀	田	文	郎

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	倉	坪	正	明

目次

◆開会	6
◎議長（住田清美）	6
◆日程第1 会議録署名議員の指名	6
◎議長（住田清美）	6
◆日程第2 議案第80号 飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について から	
日程第25 認定第14号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について	
日程第26 一般質問	6
◎議長（住田清美）	6
【谷口敬信 一般質問】	
○3番（谷口敬信）	6
◎議長（住田清美）	7
◎議長（住田清美）	8
□基盤整備部長（森英樹）	8
○3番（谷口敬信）	9
◎議長（住田清美）	9
□基盤整備部長（森英樹）	9
○3番（谷口敬信）	9
◎議長（住田清美）	11
□総務部長（谷尻孝之）	11
◎議長（住田清美）	11
□農林部長（野村久徳）	11
◎議長（住田清美）	12
□基盤整備部長（森英樹）	12
○3番（谷口敬信）	12
◎議長（住田清美）	13
◆休憩	13
◎議長（住田清美）	13
◆再開	13
◎議長（住田清美）	13
【澤史朗 一般質問】	
○6番（澤史朗）	13
◎議長（住田清美）	14
△市長（都竹淳也）	14
◎議長（住田清美）	15

□基盤整備部長（森英樹）	15
○6番（澤史朗）	16
◎議長（住田清美）	17
□基盤整備部長（森英樹）	17
○6番（澤史朗）	18
◎議長（住田清美）	18
□基盤整備部長（森英樹）	18
○6番（澤史朗）	18
◎議長（住田清美）	20
△市長（都竹淳也）	20
○6番（澤史朗）	22
◎議長（住田清美）	23
□教育長（沖畑康子）	23
○6番（澤史朗）	23
◎議長（住田清美）	24
△市長（都竹淳也）	24
○6番（澤史朗）	24
◎議長（住田清美）	24
◆休憩	25
◎議長（住田清美）	25
◆再開	25
◎議長（住田清美）	25
【高原邦子 一般質問】	
○12番（高原邦子）	25
◎議長（住田清美）	28
△市長（都竹淳也）	28
◎議長（住田清美）	31
□企画部長（森田雄一郎）	31
◎議長（住田清美）	31
□総務部長（谷尻孝之）	32
○12番（高原邦子）	32
◎議長（住田清美）	33
△市長（都竹淳也）	33
○12番（高原邦子）	33
◎議長（住田清美）	33
△市長（都竹淳也）	33
○12番（高原邦子）	34
◎議長（住田清美）	35

□企画部長（森田雄一郎）	35
◎議長（住田清美）	36
□総務部長（谷尻孝之）	36
○12番（高原邦子）	37
◎議長（住田清美）	37
△市長（都竹淳也）	37
○12番（高原邦子）	38
◎議長（住田清美）	39
◆休憩	39
◎議長（住田清美）	39
◆再開	39
◎議長（住田清美）	39
【小笠原美保子 一般質問】	
○1番（小笠原美保子）	39
◎議長（住田清美）	40
□市民福祉部長（藤井弘史）	40
◎議長（住田清美）	42
□教育委員会事務局長（野村賢一）	42
○1番（小笠原美保子）	42
◎議長（住田清美）	42
□市民福祉部長（藤井弘史）	42
○1番（小笠原美保子）	43
◎議長（住田清美）	43
□市民福祉部長（藤井弘史）	43
○1番（小笠原美保子）	43
◎議長（住田清美）	44
□市民福祉部長（藤井弘史）	44
○1番（小笠原美保子）	44
◎議長（住田清美）	44
□市民福祉部長（藤井弘史）	44
○1番（小笠原美保子）	45
◎議長（住田清美）	46
□総務部長（谷尻孝之）	46
◎議長（住田清美）	47
□企画部長（森田雄一郎）	47
○1番（小笠原美保子）	47
◎議長（住田清美）	47
□総務部長（谷尻孝之）	48

○1番（小笠原美保子）	48
◎議長（住田清美）	48
□総務部長（谷尻孝之）	48
○1番（小笠原美保子）	48
◎議長（住田清美）	49
□企画部長（森田雄一郎）	49
○1番（小笠原美保子）	49
◎議長（住田清美）	49
□総務部長（谷尻孝之）	49
○1番（小笠原美保子）	49
◎議長（住田清美）	50
□総務部長（谷尻孝之）	50
○1番（小笠原美保子）	50
◎議長（住田清美）	50
◆休憩	50
◎議長（住田清美）	50
◆再開	51
◎議長（住田清美）	51
【籠山恵美子 一般質問】	
○11番（籠山恵美子）	51
◎議長（住田清美）	51
△市長（都竹淳也）	52
◎議長（住田清美）	53
□教育長（沖畑康子）	53
○11番（籠山恵美子）	54
◎議長（住田清美）	55
□教育長（沖畑康子）	55
○11番（籠山恵美子）	55
◎議長（住田清美）	56
□教育長（沖畑康子）	56
○11番（籠山恵美子）	56
◎議長（住田清美）	57
△市長（都竹淳也）	57
○11番（籠山恵美子）	57
◎議長（住田清美）	59
□市民福祉部長（藤井弘史）	59
○11番（籠山恵美子）	60
◎議長（住田清美）	60

□市民福祉部長（藤井弘史）	60
○11番（籠山恵美子）	61
◎議長（住田清美）	61
△市長（都竹淳也）	61
○11番（籠山恵美子）	63
◎議長（住田清美）	63
△市長（都竹淳也）	63
○11番（籠山恵美子）	65
◎議長（住田清美）	66
◆委員会付託	66
◎議長（住田清美）	66
◎議長（住田清美）	66
◆日程第27、議案第90号、損害賠償の額の決定について	66
◎議長（住田清美）	66
□基盤整備部長（森英樹）	66
◎議長（住田清美）	67
○12番（高原邦子）	67
◎議長（住田清美）	67
□基盤整備部長（森英樹）	67
◎議長（住田清美）	67
○2番（水上雅廣）	67
◎議長（住田清美）	67
□基盤整備部長（森英樹）	67
○2番（水上雅廣）	67
◎議長（住田清美）	68
□基盤整備部長（森英樹）	68
○12番（高原邦子）	68
◎議長（住田清美）	68
□基盤整備部長（森英樹）	68
◎議長（住田清美）	68
◎議長（住田清美）	68
◎議長（住田清美）	69
◎議長（住田清美）	69
◎議長（住田清美）	69
◎議長（住田清美）	69
◆閉会	69
◎議長（住田清美）	69

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

皆様おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、小笠原議員、2番、水上議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第80号 飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてから

日程第25 認定第14号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第26 一般質問

◎議長（住田清美）

日程第2、議案第80号、飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてから、日程第25、認定第14号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの24案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

24案件の質疑とあわせまして、これより日程第26、一般質問を行います。それでは順次発言を許可いたします。

最初に、3番、谷口議員。なお、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔3番 谷口敬信 登壇〕

○3番（谷口敬信）

おはようございます。議長のお許しがいただけましたので、一般質問に入らせていただきます。タイトルの大きく分けて2点質問させていただきます。

1点目が、神岡町山之村地区へのアクセスの道路について質問いたします。「天空の牧場奥飛騨山之村牧場」ホームページより、各地からのアクセス、神岡からのルートについては、「神岡からは大規模林道高山大山線(双六～瀬戸線)(山吹峠)、県道484号線(伊西峠)の2ルートがありますが、大規模林道(山吹峠)ルートをおススメします。県道484号線はすれ違い困難箇所があり、現在「東京大学ハイパーカミオカンデアクセス坑道掘削工事」が行われていることもあり、工事車両なども通行いたします。また、工事以外的大型トラックも通行しています。距離は大規模林道ルートの方が長くなりますが、到着時間はほぼ同じくらいになりますので、大規模林道コースからは是非お越しくください。」注意としまして、「どちらも山道ルートですので、車酔いにご注意ください」と掲載されていました。

そこで8月26日、土曜日、山之村牧場に昼食を兼ねて同僚の議員と出向いてきました。駐車場には20台程度の自家用車が停められ、家族連れや天蓋山への登山者の方が訪れていました。往路は県道484号線、帰路は大規模林道を利用し、お昼前後で周りが明るい状態でしたが、カーブの手前では十分に減速して運転いたしました。実際、大規模林道コースで45分、距離にして25キロメートルの所要時間で、2車線の8%以下の勾配とカーブが続く設計速度が20キロメートル程度の道路であります。一方、県道484号線コースは約40分、20キロメートルの1車線の急勾配で急カーブが続き、至るところに退避場とカーブミラーが設置されており、特に市外、県外からの観光客にとっては危険なアクセス道路に思われました。

しかし、大規模林道コースにも問題があります。そこで、別途の写真からもお分かりになるとと思いますが、飛騨市が管理している路線、山之村～山吹峠は日当たりがよく雑草が伸びやすく、除草された痕跡もあり、民地側の中低木の枝が道路にはみ出している箇所はところどころありましたが、低い位置、道路まで垂れ下がっている箇所はなく、ほどほどに維持管理がされていて、車の運転に支障はありませんでした。

そこで問題は、高山市が管理されている路線、山吹峠～金木戸、国道471号線方面は、日陰で雑草はあまり伸びていないせいか除草された痕跡もなく、道路幅員が狭くなっている箇所もあります。民地側の中低木の枝がオーバーハングしており、道路構造令でいいます建築限界、高さ4.5メートル、やむを得ない場合は4メートルとなっておりますが、それより低い位置まで垂れ下がり、マイクロバスではルーフに接触しそうなところがあり、また、カーブでの視界を妨げる箇所も見受けられましたが、舗装面の状態は両区間で問題はありませんでした。

近郊の市民の皆様はともかく、大規模林道での車の運転には不慣れな市外・県外の観光客の方々には、雑草と垂れ下がった枝で見通しの悪いカーブの影響で、観光牧場山之村の評判が下がり、訪問者減少につながることを懸念されます。以上のことを踏まえまして、3点お尋ねいたします。

①高山市と道路維持管理の連帯はというタイトルで、建設課におかれましては、高山市と飛騨市が管理する路線。この大規模林道とか農免道路の場合ですが、維持管理の連帯についての連絡協議会は開かれていますか。また、飛騨市から高山市に対して、除草、枝払い等の対応の申し入れをお願いすることはできますか。

②冬季間の通行止めと表示方法は。大規模林道の冬季通行止め期間は、高山市、飛騨市、山之村牧場、地元行政区の協議のもと決められているのでしょうか。また、通行止め及び開通日の予告等の看板、標識は、高山市側、国道471号線、飛騨市側、山之村牧場からキャンプ場に表示されていますか。

③アクセス道路安全の確保はというタイトルで、観光課におかれましては、池ヶ原湿原、天生湿原の隣接する白川村を含めて、山間部のアクセス道路、県道・市道の安全性の確保についてはどのように対応されていますか。以上、お願いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

森基盤整備部長。

※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

おはようございます。それでは谷口議員のご質問の1点目、高山市との道路維持管理の連携についてお答えします。神岡町の大規模林道、古川町の旧農免道路で現在の市道上気多・杉崎線など、高山市と接続している道路について、ご指摘いただいた連絡協議会のような組織は設置していませんが、行政界をまたぐ橋梁については、協定書を締結し維持管理の負担割合等を定めております。また、両市の行政界付近で工事を施工する際や注意喚起等の工事看板を高山市側に設置するような際には、その都度、両市で協議し情報共有を図っております。大規模林道につきましては、冬季通行止めについて毎年協議が必要となるため、現在、維持管理協定の締結に向け高山市と協議を進めております。

議員お尋ねの高山市側の道路除草や枝払い等の申し入れにつきましては、必要に応じて現場の状況を高山市へお伝えし、特に緊急性の高いものは早期改善をお願いしております。今後もこうした高山市との連携は不可欠であり、情報共有を図りながら適切な道路管理に努めてまいります。

次に2点目の冬季通行止め期間と表示方法についてお答えします。大規模林道の冬季通行止め期間は、地元区や山之村牧場からの要望を考慮し、12月1日からゴールデンウィーク前の4月28日を基本とし、毎年高山市と協議をした上で実施しております。しかし、通行止め期間につきましては、その年の降雪状況によって変動しているのが実情であり、特に豪雪の年には翌年度の春の開通時期が大幅に遅れることもあります。このため、令和3年度より市のホームページにて最新の情報を提供することとし、現地には通行止め期間の表示はしていません。なお、情報提供につきましては、気象状況等を踏まえ、最新情報に随時更新しながら道路サービス向上に努めてまいります。

次に3点目のアクセス道路の安全性確保についてお答えします。天生湿原へアクセスする国道360号は岐阜県が管理する道路で、飛騨市側を所管する古川土木事務所及び白川村側を所管する高山土木事務所に確認したところ、通常週1回の頻度で道路パトロールを実施し、舗装補修や支障木除去等を実施しているとのことでした。

冬季閉鎖区間については、道路防災施設の雪による破損を防止するため、冬季は施設の一時撤去を、春季は春除雪と施設再設置を行い、道路の安全性を確認した上で冬季閉鎖解除を行っております。また、防災面では落石注意や通行注意等の看板を設置し通行車両への注意喚起を行うとともに、当該区間での道路斜面144箇所について防災カルテを作成し、カルテ内容に応じて2年から5年に1回の点検を行っているとのことでした。

池ヶ原湿原へアクセスする林道洞～数河線につきましては、市が管理する林道であり、冬季通行止めを解除する際には、林道除雪、支障木や落石の除去、側溝清掃等を行い、開通後は月1回の頻度で道路パトロールを実施し、必要に応じて落石除去や草刈りなどの道路維持作業を行っております。

今後も当該林道につきましては、安心かつ安全に利用していただけるよう道路維持管理に努めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○3番（谷口敬信）

明快なご返答ありがとうございます。

それで1点目の件ですけれども、写真を見ていただけますか。別途、資料を入れております。飛騨市のほうは枝もあまりなくてきれいになっています。特に2段目のカーブのところは草がかなり車道まで攻めてきて、これは除草していただければ見通しもよくなりますのでこういったところとか、3枚目の車がとまっている写真ですけれども、上のほうの枝がかなり低い3メートル50センチぐらいかな。多分マイクロバスですと反対車線に入っていくといけないようなところでカーブになっていますので、こういったところ、特に強く高山市のほうに申し入れをしていただきたいと思いますがどうですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

そういった外側線からはみ出て草が出ているような箇所は安全性も悪くなりますので、実管理している上宝支所のほうへ直接お願いをしていきたいと思っております。

○3番（谷口敬信）

2点目の冬季通行止め期間の表示方法等をホームページで知らせていただけるのは、私よりちょっと上の年代までは多分対応していけると思うんですが、ある程度、年齢的に上の方とか、よそから来た方などでなかなか気がつかない方もいらっしゃるしまして、特に7月10日に下之本多目的集会所に市民との意見交換会で同僚と4人で意見交換会に行っていました。そのときにも出た話なんですけど、高山市側の国道付近に大体いつ頃解除になるのか、春先の話ですかね、春先だったら大体いつごろに解除になるというような予告をでき得ればしていただきたいという意見がございましたので、またそちらについても対応のほどよろしく願いいたします。

最後に、県道484号線の冬季期間につきましては、大型工事車両など運行しないとのこと、各工事関係者の方のご配慮に感謝を申し上げて、この件につきましては終了させていただきます。

それでは2点目の、森林環境整備についてお伺いいたします。最近、地籍調査の立ち会い以来、約30年ぶりに古川町の西部に位置する市有林及び周辺の山林の状況を見に行っていました。当時の状況とは変わり果てていて、昔は未舗装ですけれども作業道がありましたが崩れ落ち、付近の迫は谷川のように荒れ果てて、付近の植林された杉の木は根ごと倒れて、かつての状況とはまるで違う風景を目にいたしまして、他人ごとではないと森林環境整備について考えてみました。以上のことを、踏まえて3点ご質問いたします。

1点目、森林整備計画と固定資産税の非課税化。林野庁のホームページより「森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多目的機能を有しており、国民生活及び国民経済に大きく貢献しております。このような機能を持続的に発揮しつつ、林業の成長産業化を実現していくためには、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行うことによって、健全な森林を造成し、資源の循環利用を進めていく必要があります。」となっております。森林整備事業では、再造林事業として植付け、下刈り、間伐等の作業に対し、次の計画により造林補助金が交付されます。「林班計画」60ヘクタール程度で区切られた林班。「区域

計画」30ヘクタール以上の施業地を集める。もう1つが「間伐特措法による促進計画」30ヘクタール未満の事業地、施業内容等の個別計画。これは多分、個人の私有地の山だと思っんですけども、特別に令和12年まで施行されております。

それで上記の補助金を利用いたしまして、作業道がなく、樹齢60年程度の杉の木、1ヘクタール当たりの皆伐から再造林までの収支について、飛騨市森林組合のご協力のもと見積もりを上げてみました。結果、収支のほうですけども、用材の買取価格が約406万円。支出のほうで皆伐及び諸費用が434万円、再造林費用は補助金を利用することでゼロ円。支出の計が、間伐及び諸費用で434万円、結果は28万円の赤字となりましたが、皆伐面積を倍の2ヘクタールにすれば諸費用が抑えられ、若干採算が取れるかと考えられます。ただし固定資産税、この山で大体1ヘクタール当たり2,500円かかっておりましたので、60年といたしまして15万円は加味されておられません。間伐特措法に準じ、再造林した場合に限り、固定資産税の非課税化、優遇処置について考えていただけるか飛騨市のお考えをお示してください。

2点目、森林環境譲与税の使途の提案について質問いたします。令和元年度より施行された森林環境譲与税は全国の各自治体、都道府県・市町村に森林整備及びその促進に関する費用として、令和6年度からは個人の森林環境税、1人当たり1,000円の納付が始まり、全国で6,200万人が対象となり各自治体に交付されます。飛騨市には約1,170万円納付で、約7,600万円の交付が見込まれます。

なお、各自治体の使途事例については主に、「間伐や路網（林道・林業専用道路・森林作業道）といった森林整備事業」「木材利用の促進や普及啓発、木造公共建築物の整備等」「森林整備に資する地籍調査事業の一部」と記載されておりますが、森林環境譲与税によって、国内産の木材の需要が高まる効果が出ているかという点、今のところはうまく使えていない事例が多く、植林や人工林を皆伐した跡地に再び苗を植える再造林にもあんまり使われていないのが現実で、とりあえず基金に積み立てている自治体もあるとのことでした。

多くの山林を所有する自治体にとって森林環境譲与税は非常にありがたい国の施策であり、林業の夜明けと言っても過言ではありません。単純に考えて令和6年から10年間で7億6,000万円の交付金が見込まれるわけですから、近い将来、農林部に仮称「森林環境整備促進室」を立ち上げられて、原則、地籍調査完了した山林を対象とし、各行政区を中心に、また、隣接した複数の行政区を囲い入れた地域と、飛騨市、飛騨市森林組合の計3者のプロジェクトを組み、1つ前に質問しましたように、30ヘクタールから60ヘクタール程度の区域計画、林班計画に基づく再造林及び、関連して、間伐や路網（林道・林道専用道路・作業道）の整備に向けて持続可能な目標に向かって計画、実行されることを提案いたしますが、飛騨市の考えをお示してください。

3点目、飛騨市の林道整備計画は。「飛騨市森林整備計画書」によりますと、「総森林面積は7万4131ヘクタール、森林率が約93.5%。国有林面積が1万7,635ヘクタールを除く対象内民有林面積は5万6,496ヘクタールであり、内訳は人口林面積が1万6,295ヘクタール、天然林面積が3万7,320ヘクタール、その他面積2,880ヘクタール」と掲載されております。なお、全国の林道平均密度は、1ヘクタール当たり5.1メートル、林内密度は1ヘクタール13.0メートルに過ぎず、欧米諸国の主要林業国の林内密度、大体45メートルから50メートル、1ヘクタール当たりであります。3分の1以下となっており、森林整備（皆伐、再造林）の推進のためにも、林道整備が急

がれるかと思えます。

飛騨市の管理する林道、作業道は除きますが、総延長を確認いたしましたところ、293キロメートルで、林道密度は29万3,000メートル。5万6,496ヘクタールで割りますと、1ヘクタール当たり5.2メートルとなります。また、飛騨市内の公道（市道・県道・国道）ですが、総延長が約500キロメートルでありますので、合計で793キロメートルとなり、林内密度は779万3,000メートルを5万6,410ヘクタールで割りまして、14.0メートルとなります。林道密度とも全国平均以上となっております。

そこで、今後必要だと思われる、または計画されている林道の箇所数及び延長について、飛騨市のお考えをお示しください。多分この辺が昨日の水上議員の質問と重なっている部分がありますが、よろしくお願ひします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは1点目の固定資産税の非課税につきましてお答え申し上げます。地方税の非課税要件につきましては、租税法主義の考え方に基きまして、地方税法に基づくこととされておまして、市が独自に非課税要件を定めることはできません。お尋ねの固定資産税の非課税につきましては、地方税法第348条に定める各項において、その詳細が定められておるところでございます。例えば、森林関係でございますと、保安林に係る土地などがこれに該当しますが、議員ご質問の、間伐特措法に関しては定めがないため、非課税とすることは困難ということでございます。

なお、市独自の減免措置を講ずることは可能でございますが、税の減免は限定的であるべきものと解されておまして、個別施策である間伐特措法をもとに減免を行うことは現在のところ考えておりません。

以上のように、市税サイドで対応することは困難であることから、あくまで林業政策の中でご議論いただくべきものと考えておるところでございます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは2点目の森林環境譲与税の用途についてお答えします。現在、飛騨市における森林整備は大きく次の2つに分類できると考えております。

1つ目は、林業事業体が国・県からの支援を得ながら収益を目的に森林整備及び木材生産などを行う、いわゆる産業としての森林整備で、森林法に定める森林経営計画を策定することが条件になります。森林を一定面積以上集積する必要があるため、市をはじめ林業事業体や有識者などで構成される「飛騨市森林集約化推進協議会」を組織し、効率的な森林整備に必要な運営体制を整えているほか、森林整備にあたって生ずる森林所有者の経済的な負担を軽減することを目的に、市が国・県補助に上乗せ補助を行う独自の支援制度も設けております。

2つ目はこうした事業とは異なり、森林の公益的機能や多面的機能の維持・増進を図ることを目的とした森林整備になります。地形などの条件が悪く木材生産に適していないことから、間伐等の整備が行われていない森林や、獣害等を防止する観点から実施する人家に近い森林の整備などが挙げられます。

現在、森林環境譲与税の用途を検討するにあたっては、飛騨市の森林・林業に関する課題を踏まえつつ、国・県の支援対象とならない事業を優先することとしており、手入りがされていない森林の整備や森林作業路の機能強化、人家に近い森林環境の整備などの事業をこれまでに実施しております。

今後は、森林環境譲与税を活用してこれまでの事業を継続する一方、議員ご指摘のとおり、地域、林業事業体、市の3者で森林整備を検討することは非常に重要であると考えられますので、その視点を事業に取り入れるよう検討してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

3点目の飛騨市の林道整備計画についてお答えします。森林施業に必要な路網の中で、林道は森林へのアクセスを確保するための骨格となる道路です。現在、飛騨市内における林道の総延長は293キロメートルで、その内訳は集落間を結ぶ峰越林道93キロメートル、そのほかの林道200キロメートルとなっており、整備されている林道のほとんどは飛騨市合併以前の旧町村において効率的な森林整備と地域産業の振興を図る目的で整備されたものです。現在はこうした林道ののり面や舗装の改良、林道橋の点検・補修など既存ストックの長寿命化を主に事業を進めております。

議員お尋ねの林道開設計画につきましては、現在、市内2路線で計画及び事業を実施しており、事業継続中の林道森安～万波線は、計画延長11.7キロメートルの内、8.7キロメートルが整備済みで、残り3キロメートルについて早期完成を目指し事業を進めております。また、地元区からの要望を受け計画中の高野地区と畦畑地区を結ぶ延長約3キロメートルの林道については、事業化に向けた検討をさらに進めてまいります。

今後、新たに森林施業が計画される地区において、投資効果も含め、林道整備の必要性がある箇所については、森林所有者及び施業関係者、飛騨農林事務所と連携し、飛騨市森林整備計画に位置づけ、事業化を検討してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○3番（谷口敬信）

明快なお答え、どうもありがとうございました。

1点目の非課税の件ですけど、大体予定していたとおりの返答でございました。でも、私としてはこの機会に自分の山を見ることもできまして、税金が幾らかかっているかも知らなかったです。1年にすれば、うちは6ヘクタールぐらいあるのかな、1か所は里山で1ヘクタール当たり3,000円ぐらい。これはちょっと上の山だったので2,500円。計算してみたら1年にしたら安いのですが、2万円ぐらいか。でも50年と考えると100万円かかるとか、そういうことを思ったの

で質問してみました。皆伐の時期が来ていますので、またご相談に私まいるかもしれませんが、そのときは優遇処置を教えてください。よろしく願いいたします。

林道整備の件ですけれども、やはり森林組合の方とのヒアリングの中で、間伐ですか、そういった作業のときも、そういう場所を検討するに当たり、やはり林道とか作業道、一番いいのは里山に市道とかがありますよね、アクセスできる道が。そういったものあるところは優先的に入っていただけることもちょっと小耳に挟みましたので、今後とも林道のほうの開設を増やしていただけたらありがたいと思います。

あとの質問として再質問はないのですが、最後に20世紀に入り戦争、終戦、復興、高度成長期があり、用材を目的とした皆伐、針葉樹の植林・造林で人工林の割合が増加し、天然林の割合が減少しました。結果、国内の天然林の割合は約53%となり、飛騨市では私有林の約66%が天然林であり、比較しますと飛騨市は13%面積が多いという結果になっております。いいところに目をつけられたんだと後から私は思いました。理由としては、特に山林ののり面の勾配が急で、かつ豪雪地域も含まれております。針葉樹が生育しにくい点が考えられると思います。広葉樹と針葉樹のメリットを比較した場合ですが、広葉樹は造林に手間がかからないので経済的です。それと治水能力があります。獣害の軽減、ドングリとか、そういった実がなりますので幾らか動物の餌になる。川・海へのミネラル等の供給、かつ無花粉であり環境にもとても優しい樹木なので、飛騨市広葉樹のまちづくりをさらに推進され、森林整備に取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔3番 谷口敬信 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、3番、谷口議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時45分といたします。

（ 休憩 午前10時42分 再開 午前10時45分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

6番、澤議員。

〔6番 澤史朗 登壇〕

○6番（澤史朗）

議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問させていただきます。

まず1つ目ですけれども、古川町の大横丁線の無電柱化について質問をいたします。飛騨市では、町なかの無電柱化を進めてきております。駅前通り、殿町の馬場通りと瀬戸川通り、そして来年度完成予定の本光寺裏から宮城橋通りまでの壺之町線。特に昨年、春の古川祭において駅前

通りに屋台が曳き揃えられた光景は、晴天の空を背景に、今までに見たことのないような荘厳かつきらびやかなものでした。これも無電柱化のおかげで、視界に入ってくる電線がなかったのもその要因の1つだと考えられます。しかし、もし震度7クラスの直下型地震が起きた場合、電柱が倒れる心配はありませんが、地中で断線したことを想定すると、その後の復旧がどうなるのか不安ではあります。今回、大横丁線の無電柱化につき、変圧器設置場所として私有地を購入するための補正予算が組まれています。これについて幾つか質問をします。

まず1つ、変換器設置の用地購入に至った経緯について。壱之町線を含め、これまで整備された路線では私有地を購入して変圧器を設置するという話はなく、駅前通りの歩道上や市の土地を利用して設置してあります。無電柱化推進計画に基づいて進められているものと考えますが、今回大横丁線に取りかかる前に設置場所を十分に検討せずに進めてきたようにも見受けられます。たまたま適切な場所で売却してもよいという私有地があったからよかったものの、この土地がなければどうするつもりだったのか、この辺りの経緯を分かりやすく説明願います。

2つ目、残地の活用方法の考え方について。変圧器を設置した後の残地の活用方法ですが、今後、地元区や観光協会等からなる検討委員会を設置し、市民関係者の声を聞いて決定するとありますが、「今後」とはいつくらいを予定しているのか。今までもいろいろな声を聞いていると思いますが、市としての方針があるのかお尋ねします。その私有地はアスファルト舗装はしてありますが、変則的な土地であり、冬場は雪も積もります。大横丁公園と一体化して再整備ともありますが、隣は借地で重要構造物が設置できず、大きな予算を投じて整備するようでは疑問を持ちかねません。あわせて答弁を願います。

そして3つ目、次期整備予定路線の変換器設置用地について。推進計画では大横丁線の次は三之町線ともお聞きしますが、こちらの地上機器の設置場所は予定されているのでしょうか。必要な電圧から考えると2か所の設置場所が必要だと思われませんが、今回のように直前になって土地を探すようでは計画性が欠けているように思われます。あくまでも計画の段階かもしれませんが、どのように考えているのかお聞かせください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。大横丁線の無電柱化につきましてのお尋ねでございます。議員から、土地の確保に計画性がないのではないかとのご指摘でございます。この点でございますけども、公共事業というものについて我々はもちろんですが、およそ世の中の公共事業に携わっている者の常識からちょっとかけ離れているのではないかとお感じしましたので、まず私から公共事業というものの流れについて申し上げておきたいと思っております。

通常道路などを整備する公共事業の実施にあたりましては、まず事業ができるか否かも含めて、当初計画では分からない事業規模等を把握するために予備調査とか概略設計を行います。今回の無電柱化であれば電力供給量や変圧器の数、規模等についてこれで検討をするということなんです。その結果、この予備設計、概略設計をやってみると用地がどの範囲にどの程度必要になってくるということが分かってくるわけです。そこから必要な用地買収の検討が始まって、そして

地権者と用地交渉を行うという流れで進んでいきます。もちろん、用地交渉するわけでありますので、幾多の公共事業で見られますように決して簡単なことではないということです。頑なに売らないという方もおられますし、様々な条件をつけられる方もあります。その中で、用地買収ができるように粘り強く交渉を続けていくというわけです。大横丁線については、まさしく現在この段階にあるということです。

ここで、では用地の確保ができなかった場合どうするのかということですが、その場合は事業を諦めるか、あるいは収用をかけて事業を進捗させるか、この選択をすることになるわけですね。実際に市内で進められている県の事業でも、用地買収の交渉を始めたものの頑なに売ってもらえない地権者があって、やむなく計画を見直して路線を変更し、事業を進めているという事例も実際にございます。そして、こうした課題がクリアされた後に事業採択になって、そして国などへの補助申請を行って、それから具体的な詳細設計、それから工事実施を進めるということになります。市内で行われている国・県の事業も、市の事業もこのようにして進められているというわけです。

したがって、議員からは大横丁線に取りかかる前に設置場所を十分に検討しなかったのではないかというご指摘でしたが、そもそも予備設計とか概略設計を行わない限り、どこに設置したらいいということは分からないんですね。したがって、「たまたま土地があったからよかったんじゃないか」というお話もありましたけども、今申し上げましたように、もし土地がなければ、それはもう事業を諦めるか収用をかけるか、あるいは住宅の立ち退きをお願いするか、そういったことを判断していくということになるわけです。

およそ公共事業というのはこういうふうにして進められているということですので、事業前にあらかじめ買収適地が分かっているのが当然だということでお話しをいただくことになりまして、市の基盤整備に関わる職員も安心して仕事をすることができないということですので、この点については重々ご理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、お尋ねの各点につきましては基盤整備部長から答弁してもらいますのでよろしくお願いたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは1点目の変換機設置の用地購入に至った経緯についてと、3点目の次期整備予定路線の変換器設置用地については関連がありますので併せてお答えします。無電柱化事業を実施するためには、各電柱上に設置されている変圧器から供給されている電力をまとめてカバーするために大きな変圧器が必要となり、機器を置く場所の確保が必須条件となります。この変圧器を置く場所については、家庭や事業所などの異なる電力供給量や変圧器から送電する距離などの設計条件をもとに、電線管理者が現状を調査しながら、安全かつ円滑に送電できる場所を計画します。しかし設計から事業完了まで一路線を整備するには約6年から7年の長期間を要するため、その間に電力供給量などの設計条件が変わる可能性があるため、事業化が決定した後に最終調査した

上で、変圧器の位置を含め詳細設計する必要があります。

そのため、令和4年度に予備調査を実施した結果、大横丁線沿いの円光寺周辺に1か所、大横丁公園周辺に1か所の変圧器が必要であることが分かりました。大横丁線は、歩道が無く道路が狭隘であることから駅前のように道路上には置けないことや、壱之町線のように適した場所に公共用地がないことから、事業を実施するためには民間用地を購入するか賃借して設置場所を確保する必要があります。今回設置できそうな土地所有者に事前確認を行ったところ、1か所は円光寺に相談し、長期賃借し設置することの了承を得ることができました。もう1か所については大横丁公園と隣接する空地が候補となりますが、大横丁公園用地は先方の事情により3年ごとの賃借契約としており、長期賃借の担保がとれないためライフラインとなる重要構造物は設置できない状況です。

そこで隣接する空地については、売りに出される情報があったため地権者に確認したところ、賃借や一部売却はできないが全筆であれば買ってほしいとの意向を確認したところです。現状として当該用地を購入しなければ事業化ができません。そこで、今回補正予算に関連事業費980万円を計上したところです。なお、この事業には国の補助を受けられるほか、補助対象以外の事業費部分には過疎対策事業債を充てることができるので、市の実質負担は147万円に抑えることができる見通しです。

また、飛騨市無電柱化計画において大横丁線の次に計画している三之町線については、大横丁線が順調に進捗したとしても事業着手は7年以上先になるものと思われます。変圧器が幾つ必要になるかは事業化の際に予備調査を実施しないと分かりませんが、当路線も適した公共用地がないという条件は大横丁線と同じであり、予備調査の結果を踏まえ、空地情報などを電線管理者と共有しながら事業検討を進めたいと考えております。

次に、2点目の残地の活用方法の考え方についてお答えします。購入を計画している大横丁公園に隣接する空地の活用につきましては、無電柱化の地上機器の設置とあわせ、残地については平成19年当時に地元地域から公園整備の要望を受けて大横丁公園として整備した経緯もありますので、現公園と一体的に利用できるような公園機能の再整備を行いたいと考えております。

観光関係者からは町なかで気軽に飲食できるような休憩所がないといったご意見や、祭りなどのイベントの際には地元地域で当該空地を賃借し店舗などに活用されていることを聞いており、今後利用が見込まれる地元地域や観光協会等との検討委員会を年内に開催し、利用及び整備の方向性について協議する予定です。

また、大横丁公園の用地は3年ごとに賃借契約を更新していますが、いつまで借りられるか保証がなく、現公園敷地内で大規模な整備を行うことは難しいため、このような条件についても検討委員会と共有しながら効率的な利用方法について検討してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○6番（澤史朗）

市長自ら公共事業の全体の在り方をご説明いただいたということですがけれども、全体的な考え方、特に今回の場合、道路整備に準ずるような形でやられているのかなというふうで、当然、市道を拡幅したり、水路をちょっと付け替えたりということで、やっぱりその土地所有者も最終的に承諾を得られないと事が進まないということは前に建設課でもお話を聞いて、いろいろ大変

だなど、本当に足しげくお邪魔してお願いをしたり、なかなか理解を得るのに時間かかるということも承知しております。

そういったところで、今回は順調にというか、大体計画どおりに進んでいるのかなというふうにして考えます。やはりこの無電柱化ですけれども、国土交通省のほうで平成30年でしたかね、無電柱化推進計画というのを出され、それで各都道府県でそれに伴って計画をするというような形で、それが地方公共団体へ下りてくるというような順番でなってきたんですけども、飛騨市の場合、駅前通りはいち早くというか、随分早く条件が整っていたというか、歩道が整備されており、歩道の下に管を埋めていくというような形でよかったのでできたわけですけれども、ほかの路線については道路を掘り返して道路の中に埋めなければいけない。その工法もいろいろとあろうかと思えますけれども、最近ちょっとそれが緩んだと言ったら表現がおかしいですけれども、今まである程度の深さが必要だったものがちょっと浅くなったりということで工事費用も、結局なかなか進んでいかないのは、今私が質問しております変圧器、トランスの設置場所、地上の設置場所の問題もあるけれども、どうしても費用がかかるということ。そして工期も長いということで、なかなか進んでいかないという現状があるということは、いろいろと勉強させていただきました。

それで、今の大横丁線、これは令和4年に予備調査をして、そこで地上機器の設置がこの辺りに必要であるということがその時点で分かると。ですから、この先もある程度進んでいって、電力供給は先ほどお話のあった6年、7年かかるということですので、その期間の中でいろいろと事情が変わってくると思います。そういったところで設置場所だとか容量だとかも変わってくるということで、それはよく理解させていただきました。

現在、馬場通り、多分あそこは無電柱化されていますけれども、その変圧器が大横丁線にある電柱の上に乗っかっていると思うんですね。かなり大きなもの。ちょっと私が見た感じでは、多分あそこでなかろうかということで確認をしておりますけれども、各電柱に大きなタンクみたいなのが乗っているのがトランスですけれども、下から見ると50ボルト、30ボルトというような、1本の電柱に2つ乗っかっているところがありまして、そういったところも解消するために早く大横丁線の供用を早めていただきたいと思いますけれども、それについて電力会社と相談をされているかと思うんですけども、普通ですと1本の電柱に2つもトランスが乗っているところとかはあまり見かけないんですけども、2つ乗っているところがあったりして、その辺の心配というのはおかしいですけども、その辺は認識されて、万が一の場合に対応だとか、いわゆる無電柱化というのは防災・減災に対しても非常に大切なことですので進めていただきたいと思いますけれども、2つトランスが乗っている電柱のことはどのようにお考えか、部長にお聞きしたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

当然そこは強度計算をして2つ乗った状態で強度がもつようになっていると思うんですけども、やはり、トランスを電柱の上に乗せているという地区の事例もございまして、今回、基本的には景観を配慮して地中へ入れて、トランスの部分だけは地上に出すというようなやり方が

最もいいやり方でありますので、その部分の計画については電力会社等に聞いてみないとどういうふうにするのかということとはちょっと分からないんですけども、極力、景観に配慮していただけるようお願いをしたいというふうに思っております。

○6番（澤史朗）

まだ工事というか、無電柱化推進計画の途中の段階ですので、どうしてもそういった時期が出てくるかと思うんですね。電柱の上にトランス乗っけて、そこから地中をはわせてやっていると。また次の段階でその部分を地上の変圧器に置き換えていくというような形なのかなというふうに考えておりますけども、電線管理者、電力会社と行政と、その辺はやっていただきたいと思っております。

そして2つ目の質問で、部長の答弁で「現在の大横丁公園と一体化して公園整備をしたい、再整備をしたい。」ということですが、引っかかるのがどうしても今の大横丁公園の角地は3年ごとの賃貸借ということで、そこに重要構造物は建てられないということで、現在今年の古川祭のときも、その空き地を利用してキッチンカーというか、マルシェみたいなものが何台か入っていました。そして、公園にある東屋のベンチで飲食をしている方も見かけました。そういった本当に何もかまわない状況での利用方法というのはあろうかと思っておりますけども、雪の降らない時期だけということになります。

そういった形で、今、市内というかいろいろなところでバリアフリー化を進められておりますけれども、そういったところで、いわゆるみんなのトイレといいますか、そういった多目的トイレみたいなものを、現状では「アートインふれ愛館」ですか、そこが利用できると思っておりますけれども、まだまだ不十分なところがあるのかなと。ただし、そういった重要構造物が建てられない、先ほども言いましたけれども土地が真四角ではなくて変則的で、非常に難しい土地かと思っておりますけれども、そういったことも考えられるとか、先ほどの答弁ですと観光協会だとか、地元住民の方のお話を聞いて、意見を聞いて進めたいということですが、最初の質問にしましたけども市として何か提案するようなものは、これはあくまでも今の段階で何ともそうなるかどうか分からないけど、そんなものがもしあったらお聞かせいただくとありがたいと思っております。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

今議員がお話したようにバリアフリーの多目的トイレは、やはり拡張した場合にそういったものもやはり必要ではないかなということも少し考えておまして、そういったところも検討委員会に投げかけをして一緒に考えていただこうかなというふうに思っております。大規模な整備はできないと思っておりますけども、一体的に使えるようなしっかりした動線を整備するということも大事なことかなと思っておりますので、その点も検討委員会で考えていただきたいということで市のほうから提案していきたいと思っております。

○6番（澤史朗）

大横丁線の無電柱化が完成して、それが通るようになったと同時に公園自体も生かされるような方向で進めていただきたいと考えます。

それでは2つ目の質問にまいります。市営プールの今後の運営方針についてお尋ねします。今年

の夏は猛暑続きで、9月に入っても30度超えの日々が続いております。飛騨地方は盆を過ぎると秋風が吹くと言われておりましたが、もう昔の話になってしまいました。そんな中でも子供たちは元気に夏休みを過ごし、思い出をいっぱい作って、夏休み明けの学校へ通っています。海のない飛騨地方にとってはプールで時間を過ごすことが大切であり、また、夏になると必ず耳にする水難事故。この予防としても、水泳の授業やプール遊びは貴重な経験になると考えます。そこで次の3点をお尋ねします。

今年の夏、それぞれの市営プールの利用者実績をどう評価し、今後の運営方針につなげるのか。市には3つの市営プールがあります。今年の夏は7月21日から8月11日までの平日だけの開放で16日間。途中台風で利用できない日もありましたが、河合プールは321人、宮川プールは46人、神岡の旭ヶ丘プールは445人の利用があったと聞きます。5人の利用者につき1人の監視員が必要ですが、毎年この監視員の確保に苦慮されており、スポーツ振興課の職員が大変苦勞されているとも聞きます。利用者の多くは児童生徒かと考えますが、その内訳は、児童生徒と一般、どのような割合でしょうか。プール自体の老朽化も進んでおり、補修するにも費用がかかります。近年の利用者の推移を踏まえて、今後この3つの市営プールをどう運営していくつもりなのかお聞かせください。

2つ目、旭ヶ丘プールの利用実態から立ち位置をどう考えているか。旭ヶ丘プールは利用者も多く、今年の夏も利用者445人。これは市が直接管理している平日の開放時間のみであると思われる。旭ヶ丘プールでは、先ほど申しました開放日以外に、総合型地域スポーツクラブで午前中にスクールを開き、土曜日、日曜日には保護者も一緒にプールを利用しており、そのときは保護者の方が監視員をしてくださっているそうです。このスクールの生徒は25人と聞いております。また、この期間には近くにある「なかよしキッズ」の子供たちも午後の1時間、楽しく遊んでいるようです。親と子の双方にとってありがたい施設だとも聞いており、プール遊びは全身運動であり、心地よい疲労を与え、その日の夜はぐっすり眠れるというお話も聞きました。子供たちのみならず、親御さんにとっても大切な居場所となっているようです。この利用実態を踏まえ、単に市営プールの1つとして考えているのかお聞かせください。

3つ目、神岡小学校プール改修に伴う旭ヶ丘プールの存続について。8月9日に旭ヶ丘プールを訪ねてきました。この日は利用者が少なかったようですが、6～7人の児童が楽しく泳いでおり、小学校のプールへ行くには遠く、歩いてくることができた児童たちでした。平成31年2月にまとめられた「飛騨市スポーツ施設整備計画」の中で取り上げられておりますが、神岡小学校のプール改修が必要で、この改修を機に、神岡町でのプールを1つにしたい意向のようで、これはあくまで予定だそうです。来年度以降、実施設計に入る予定だそうですけれども、早ければ令和7年夏には、改修後のプールが利用できそうです。そうすると、なおさら旭ヶ丘プールの存続の決断を早くする必要があります。来年は今までどおり利用できるにせよ、昭和63年にできたプールで35年以上経過しており、ろ過機の交換が迫られており、これを交換するには相当の金額が必要なことも承知しております。神岡小学校のプールを一般開放して統合したいというのも、管理運営上からすると十分理解できます。そこで提案ですが、来年度は運営を総合型地域スポーツクラブに委託し、土曜日、日曜日の開放を含め開放日数、今年の場合7月21日から8月11日でしたけれども、それを前倒し、そして延長というような形で開放日数を増やして、付加価値を増や

していく試みをしてみてはどうでしょうか。そしてうまくいけばその後、民間に譲渡し、民間施設として残していく方法もあるかもしれん。1つに統合した場合、当然、解体費用が必要となってきますので、それを含めて譲渡するということになるかと考えます。以上のことから、市の考えをお聞きします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

市営プールの運営方針、とりわけ旭ヶ丘プールの存続の問題がございますが、3点関連しておりますので私のほうから一括してお答えをいたします。飛騨市の市営プールですが、社会体育施設として3つございまして、河合プールと宮川プールと旭ヶ丘プールということでございます。学校施設としての学校プールも3つありまして、古川小学校と古川西小学校と神岡小学校ということで計6プールあるわけです。

最初に市営プール、この利用状況についてご説明をしたいと思っております。議員からもご説明いただきましたけれども、今年度の市営プールの利用実績は、延べ人数で見ますと旭ヶ丘プールが486人、河合プールが321人、宮川プールが46人となっております。全体利用者に対する児童生徒、子供たちの割合ですが、旭ヶ丘プールが100%、河合プールが96%、宮川プールが91%ということで、いずれの市営プールも実態的には、ほぼ児童生徒が利用しておるということでございます。令和元年度と比較しますと、3つのプール全体で306人、26%のマイナスということになっておりまして、施設別では旭ヶ丘プールが376名の減でマイナス56%、河合プールが103名の増でプラス47%、宮川プールが33名の減でマイナス58%ということでございまして、まだコロナ禍前の利用者数までには戻っていないという状況でした。ただ、河合プールにつきましては、河合・宮川児童クラブに加えまして、子供たちを対象として組織された「河合プールクラブ」というのができまして、その利用が増加いたしましたので大幅増となっておりますということでございます。

問題なのは監視員の確保ですが、ご指摘いただきましたように大変困難となっております、そのためにプールの利用については事前予約制とせざるを得ないということで、その利用人数に合わせて監視員の確保を図っているということでございます。それでも監視員が不足する場合には、利用する児童の保護者等への協力を求めましたり、あるいは職員で対応しているというのが実情でございます。

このうち旭ヶ丘プールでございますけれども、3つの市営プールの中では最も利用が多い施設となっておりますわけでありまして、これはご指摘のとおり市が管理する平日のみの利用者数でございまして、このうち総合型地域スポーツクラブの事業における利用者が278人、全体の57%以上ということで、さらに休日、このスポーツクラブの利用者がおられますから、その利用割合はさらに大きくなるものというふうに考えております。そのほかにもなかよしキッズとか近隣の子供たちの利用があるという実態です。ここまでが利用実態ということであります。

次にプール施設の現状について申し上げたいと思っております。老朽化の現状ということになりますけれども、どのプールも相当な年数が経過しておりまして、老朽化が進んでおります。まず、プールの水質管理に欠かせない循環ろ過機の経過年数でございますが、旭ヶ丘プールが35年たってお

ります。河合プールが18年、宮川プールが22年ということございまして、どうしているかという
と毎年整備点検を行って何とか寿命を延ばしておるという状況です。特に一番古い旭ヶ丘プール
は、循環ろ過機がいつ機能しなくなってもおかしくないという状況にございます。さらに、管理
棟それからプール槽、プールサイドなども含めて老朽化が著しい状態となっております。今年度
も管理棟の屋根の老朽化が進みまして、軒天の石膏ボードが落下するという恐れがございまして、
応急的な安全措置を施して運営を継続したということがございました。プール槽についても塗装
の剥がれが常時発生しておりまして、プールにぷかぷか浮かんでいるというような状況で、利用
者にとっても好ましくない状況となっております。旭ヶ丘プールを今後も存続しようとした場合
には、この補修が必要ということになります。循環ろ過機の更新とプールサイド床の改修、これ
が最低必要ということですが、それに要する経費がスポーツ施設整備計画の策定時点で2,350万
円ということございました。そこにさらに先ほど申し上げました、顕著に老朽化が目立ってき
ました管理棟の屋根の改修、それからプール槽の塗装、トイレの洋式化まで加えますと、昨今の
物価資材高騰の影響を勘案いたしますと、今現在の概算で最低でも5,000万円から6,000万円ぐら
いかかるのではないかとございまして、しかも問題なのは、適当な補助制度がないとい
うことございまして、全額自前、真水での財源負担とならざるを得ないということが大きな課
題となっております。

一方、学校施設である神岡小学校のプールでありますけれども、こちら実は非常に古いもので
ございまして、昭和38年7月に供用開始されました。以降、昭和57年に大規模な改修が行われた
わけでありまして、それ以降は大規模な改修を行っていないという状況でございまして、老朽化
が進んでおる状況にあります。例えば、プールの床のコンクリートブロックタイル、これが老朽
化によって割れとかずれが見られまして危険なものですから、今、応急措置で人工芝をひいて危
険防止措置は施しておるわけでありまして、学校や保護者などからは、かねてから早く改修
してほしいという要望を強くいただいております、この要望が年々強まるばかりという状況で
す。今年度はさらにそれに加えて、循環ろ過機のエア漏れ、それから漏水箇所が特定できな
いプール槽配管の水漏れが発生しておりまして、プールに貯めている水がどんどん下がって
いくという状況でありまして、十分な貯水ができない状況で、また、このエア抜きにも教職員に余
分な労力をおかけしているという状況にございます。この修繕をするためには配管も含めた全面
改修をしなければいけないということございまして、プール槽の改修を含めると概算で1億
4,000万円以上というふうに見込んでおります。

確かに旭ヶ丘プールは、先ほど申し上げましたように総合型地域スポーツクラブを中心に多く
の方々にご利用をいただいているわけでありまして、まずその改修に5,000万円～6,000万円と
いう大きな費用がかかる。一方で、学校教育に使用されている学校プールである神岡小学校のプ
ールに概算でも1億4,000万円以上かかるということになりますと、さあどうするんだとい
うことになりますので、やはり「飛騨市スポーツ施設整備計画」の提言にあるような神岡小学校プ
ールを改修して、そこを一般開放して、そして運営を統合していくというのが私は現実的なん
だろうというふうには思っております。

ただ、神岡小学校のプールの改修も1億4,000万円以上ということですが、国の補助金の割合が
あまり高くないんですね。交付税の割合が実はあまり高くないで、昨日、答弁もしましたけども、

公債費の増嵩というのを抑制するためにはほかの大型事業と実施時期を調整しないといけないという状況になっております。したがって、簡単にできる事業ではないものですから、いつかかれるかというのについては市の財政全体の見通しを精査して、どのくらいの余裕の新規の借金ができるかということを見通して、それで着手する時期を検討しなければいけないということでございます。非常に難題でありますけども、学校の教育に使うプールですので、何とか着手できるように検討していきたいというふうに考えておるところでございます。それまでの間、旭ヶ丘プールの運営を議員のご提案のように民間委託するというのも1つの方法だと思います。譲渡できるかどうかというのはまたちょっと別の話にしまして、それも1つの方法だと思いますけれども、それも含めまして旭ヶ丘プールを利用されてきた皆さんがこれまでの活動を維持できるように、何らかの検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、河合町・宮川町の市営プールにつきましては、これは事実上学校プールとして使用されておりますので、こちらにつきましては基本的に維持をしていくという方針でおるということでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○6番（澤史朗）

ご丁寧な説明ありがとうございます。いろいろな事情、私が聞いてきたお話プラス財政的なことを含めてご答弁いただきまして、なかなか簡単には進まないなということを実感させていただきました。

小学校のプール、古川小学校、古川西小学校、神岡小学校と3つ、学校の敷地内というか、校舎内にあったりということですが、そういったプールがあります。やはり冒頭でも言いましたけれども、毎年水難事故というのがあるんですね。ですからそれぞれの学校で高学年には着衣水泳といいますか、いわゆる服を着たまま浮くという、泳ぐじゃなくて浮くというような授業もされているわけですから、プールというのは体育の授業にもなっている非常に大切なものだと考えております。

そういったところで、河合・宮川、市長の答弁にもありましたけれども、学校プールとして使っている部分が多いと。特に河合小学校なんかは敷地内にありますので学校プール、そして市営プールとして開放されていると。宮川小学校の児童たちは西忍にあります市営プールへバスで、今年の場合、5～6回、夏休み前に授業として。やはり夏休み中も行きたいんですけども、なかなか監視員がいないということで、ホームページ上で事前に申し込みをして、この日お願いします、監視員はこちらで手配しますからというようなことで2回ほど行ったという話も聞いております。そういったことで、利用者の多い少ないだけでは一概に判断できないですけども、実際に夏休みですとか、学童は宮川小学校も河合小学校と一緒に河合・宮川児童クラブということで1つになっているというふうで、学童へ行っている子たちは河合小学校のプールを夏休み期間中も使えたということ。学校のプールとの関連で話をさせていただきますけれども、今年の場合、先ほど言った3つのプールがある小学校、細かい理由は分からないんですけども、夏休みのプール営業を夏休みが始まった7月21日から7月31日まで、7月いっぱいまで終えたという話を聞いております。その中には、やはり監視員の問題ですとか、あとは教員の働き方改革等で監視員がなかなか集まらなくて手配が大変だということで、7月いっぱいまで学校のプールは終わったと。で

すから、古川小学校、古川西小学校の児童たちは、どこかのプール、隣の市のプールへ行ったり、よそへ行ったりしたのかもしれませんが。神岡町では旭ヶ丘でそれをカバーしたのかもしれない。河合町・宮川町の生徒たちは河合のプールへ、市営プールは8月11日まで営業していましたので、そちらへ行ったというふうで。今年の夏は特別なのかもしれませんけれども、学校プールの開放日が短くなった。やはり市営プールとしてそれをカバーできるような立場の市営プールも必要であると考えますけれども、その辺の学校プールと市営プールの絡みといいますか、その辺は今年の例を挙げてどのようにお考えかお聞きします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

おっしゃいましたように、学校の夏休み中のプールは7月中でほぼ終えております。その中でも子供たちはたくさん来ているわけですが、おっしゃられましたように教職員の働き方改革もございまして、保護者の負担が本当に大きいというお話が出てきて、なかなか監視ができないところがございます。ということで、市営プールとして監視員が確保できて広く開放されることが一番であると思っておりますが、これも監視員の確保ということに、本当にいないことにはなかなかできないところがあるというジレンマを抱えております。

○6番（澤史朗）

どこもかしこも人手不足ということで、このプールに限らずいろいろな場面で本当に人が足りないんだという、幾らデジタル化が進んでもそのアナログの部分というのは、もう最低限必要な部分をしっかり確保していかなければいけない。やはりプール1つにとっても、私の子供が小さい頃、小学校1年生の親は半強制的と言ったら失礼ですけどもプール当番があって、監視員が足りないときはひと夏に2回ぐらいお邪魔したり。でも、よかったのはその前に親に対しての救急の講習、消防署の職員が来てくださって人工呼吸の方法だとか、そういった応急措置の方法を指導してくださって、それから監視につくわけですけども、そういったことも経験できたという事は非常にありがたかったなと思っております。

そういったことで今は児童数も減り、ということは当然PTAの会員数も減り、そしてPTAに参加しないという方もいらっしゃる。いわゆるペアレント・ティーチャー・アソシエーションですけども、なかなか昔のPTAとちょっと違う部分が出てきているのかなとも考えますけれども、いずれにせよ市営プールに関しても子供たちの利用が一番多い。ほぼ100%という状況ですので、学校のプールと市営プール、そこがうまく連携と言うとおかしいですけども、監視員1つでも、やっぱり市営プールは市営プールで、市のほうで監視員を探して、学校のプールは学校のほうで探してというすみ分けはある程度あるにせよ、それをそういったところで一緒にできるような部分だとか、お願いできる場所があればそういったところへお願いする。古川国府給食センターの話をして申し訳ないですけども、いわゆる調理業務を委託しているようなところがあつたりするわけですから、そういったところでもうまく民間との連携といいますか、それができるといいのかなと。学校プールは別です。市営プールのほうですよ。そういったことを考えたりいたします。

それで、最初の市長の答弁の中で、神岡小学校のプールの全面改修ということで、その費用を

聞いてこんなにかかるんだということで、本当に新しく作ったほうがいいんじゃないかぐらいの金額。ちょっと金額のところは分かりませんが、当然そうすると改修に期間もかかってくるわけですね。冬場、夏場を除いた以外だけでできるのか、その辺も出てくると思いますがけれども、これは着手時期が今のこの金額からすると未定ということでございますけれども、でも、話を聞くとあまりほかっておけない事例なのかなど。旭ヶ丘プールを一時代用するにしても、旭ヶ丘プール自体ももう現状のままでは何年もつか。だましまし使っていくしかないというような現状ですけれども、その着手時期が未定ということですけども、5年後なのか、それとももう10年後までいってしまうのか。もしその辺が少しでも分かればお聞かせいただけるとありがたいですけど。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今回ご質問いただいたものですから改めて状況を聞いたんですが、ちょっと聞いていた以上に悪いものですから、これはちょっと急がなければいけないなと思っているんですが、昨日の水上議員の答弁のときも申し上げたのですが、優先順位の調整を多分しなければいけないので、先にやると予定していたものを後へずらすとかそのあたりの必要性が出てきますので、今の時点でいつと明言はできないのですが、ただ、5年後、10年後というわけには恐らくいかないだろうなというのは強く思っております。特に子供の教育の施設ですから、やっぱり最優先だというふうに思いますので、ここは鋭意できるだけ早く着手できるようにしっかりと検討したいというふうに思います。

○6番（澤史朗）

やはり学校教育施設といったところですので、しっかりと教育委員会のほうでもアピールをしていただいて進めていただきたいと思っておりますし、それまでの期間、先ほど市長の最初の答弁にもありましたけれども、現在ある旭ヶ丘プールの使える範囲というか、本当に機器が駄目になってしまうということは、あそこを修繕するということは今の小学校のプールにかかる費用を考えるとこれは難しいのかなという判断をしますけれども、そういったところで、その期間、小学校のプールが全面改修されて新たに使えるようになるまでの期間がありますよね。そのときになってから旭ヶ丘プールをどうするという判断では多分遅いと思っておりますので、それ前に試行期間といいますか、実験的なことも今だからできるのかなと考えますので、ぜひその辺を織り込んで進めていただくという答弁もいただきましたので、そのように進めていただき、なかなか市にある市有施設は老朽化も進んでおまして、これだけ要らないんじゃないか、統合したいなというのも前々から議論になっておりますけれども、やっぱり何かそういう機会がないと前に進んでいけない場合もありますので、プールに関してはまたそんな機会、どちらへ行くのかという判断もしっかりとさせていただきたいと思っております。では、以上で私の質問を終わります。

〔6番 澤史朗 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、6番、澤議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時39分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

12番、高原議員。

〔12番 高原邦子 登壇〕

○12番（高原邦子）

発言のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私は「「市民の声」を今いちど、検証・考えてみませんか」というタイトルをつけましたが、私自身、本当に悩ましくて、難しいと思えるのが、市政に何を望んでいるのかという市民の声でした。多種多様ないろいろな意見があるのは理解しますが、中には市政に興味がなく、市が何をしているかも関心がない。しかし、よく聞いてみますと身近な生活に関わる不便さを解消してほしいと。例えば冬場の除雪、それに関わる流雪溝や側溝の水問題。除雪の水が流れないとか、雪が流れないとか、そういったことですね。そして、側溝の老朽化による漏水。「どこへ水が流れていってしまうの分からんけど、これ漏れとるんや。」そういう声も聞いてきました。「これ、一たび大雨降ったらうちの家傾いてまわへんやろうか。」とか、そんなような声もありました。そしてお年寄りの家庭へ行きますと、やっぱりグレーチングの軽量化を言われましたし、軽量化されているんですがピンが破損してしまったとか小さなことですが、そういったことを言われました。それから多かったのが生ごみとか分別ごみ、粗大ごみの問題、そして廃棄物の処理、これどうしたらいいのだろうというのが難しいとか、分からないとか。でも何とか片付けもしたんだという、そういうごみ問題ですね。そしてもう1つは、交通移動手段の確保。車も運転しなくなった方がいまして、ご主人はまだ持っていらしたんですけど、自分はすぐ動けないということで、旦那さんばかりでは頼りにならないし、もっと交通手段があればなという声を聞きました。そしてそれがより便利に、上のほうから下まで降りてバスを乗るというのも難しいとか、いろいろな声がありました。要は便利になることが一番なのかなと思いました。

そのことを踏まえて、市民の大多数の方に言えることは、自分と関係のない、自分の興味のないことってというのは、むしろそういった方がほとんどだかなと思いました。私自身も反省してみますと、そういうところって必ず人はあるなど。要は、人は見たいものだけ見て聞きたいものだけ聞くと。そういうことが言えるのかなと思いましたけど、だからといって、市民の声を無視するわけには議員はいきません。華々しく新聞やメディアに載っていることだけではないし、市政というのはそうではないよということも理解してもらわないといけないなということも思いました。声の中には「見栄えのいいことばかりやっていたり、話題性を追っかけとらんかな。」というようなことも言われましたね。身近なことがないがしろになっているとか、いろいろな例を挙

げられて言われた方もいました。なるほどと思いました。よく、サイレントマジョリティーとかノイジーマイノリティーという言葉が聞かれたことがあるかと思うんですが、今回サイレントの中にマイノリティーということがあるんだなということが分かって、むしろ聞いていてそっちのほうが、市政に対して否定的な人のほうが多かったのに私はびっくりしました。別な言い方をすれば、市に対していろいろなことを言ってこないから、市のやっていることに納得していると思いがちですが、そうではないということを私は感じました。

各振興事務所もそうですけど、職員が一生懸命いろいろなことを現場でやってくださっているのを私は見ているし、知っているから、どうか市政というのはこういうものですよということを理解してもらいたいし、共感を持ってもらうことがどうしたらできるのかしらというところで私は悩んでいるわけです。答えも今、正直言って出ておりません。市長なり皆さんの質問の答弁を踏まえながら、私もまた固めていきたいなと思って今回出させていただきます。

いろいろ考えた中で、多くの人に共通する課題を目に見える形で一步一步進めるしかない。安心して便利に暮らせることに力点を置いて、身近な暮らしが一番ですよ。ごみ問題もそう、そして側溝とか水問題もそう、そこしかない私は思いました。もう1つ感じたのが、議員もそうですが、職員ももっと町で一般市民の人に会ったときに、立ち話でもいいから気軽にお話することも大事かなと。こういうものだということをお話して、知ってもらうことも大切かなというものを感じました。そのことを基にして今回伺わせていただきます。

1つ目に、市はなぜ予算がないのかということなんですが、よく市民の方と話すとき「予算がない、予算がないと言われる。」というんですね。私は、予算がないというか、昨日から市長の答弁を聞いていても、防衛のほうに財政をしっかりと守っていかなければならないし、予算的に厳しいということは分かるんですが、やっぱり現場とか出先で市民と接する人が安易に市民に対して予算がないから駄目と、そこで返事をしてくるというのは違うと思うんですね。やっぱり一歩上げて、そこでは分かりました、上司にも伝えますとか話しますとか、1個クッションを置けばいいのに、それでもって現場にいる子たちが、正直言いましてこれちょっと失礼な言い方しますが、財政の仕組みとか予算とかそういったものを把握している職員は言わないと思うんですけど、そういう職員が言うんだったらまだいいんですけど、やっぱり職員の中でも知らない職員がいるんですね。それが安易に、予算がないと行っていると。別な方に聞いたら結構市長や上のほうの人たちはそういうことは言わないようにという指導はされているような旨の話は聞きましたが、でも実際、そうやって市民の方から私も言われました。「高原さん、なぜ予算ないの。何々にお金使つとるに。何々には出しとるに。ああいうのにはあってもないのか。」って言われると、いやいやといろいろな説明をするんですけど、これはちょっとなということで、どうして予算がないと言うんですかということをお伺いします。

次に、先送りのできない問題をどのように考えているのかということなんですが、初日の宮川町だったかどこだったかの損害賠償の報告のときに排水溝が老朽化してグレーチングが反対向いていて事故が起きてなんていうことがありましたけど、やっぱり原因の側溝の老朽化とか、老朽化がもっと進んだ漏水ですね、下水道が整備されていてもやっぱり雨水とかを排水したり、あと除雪のための水としても大切ですけど、そういった先送りのできない問題に対して明るい道しるべをつけていただきたいと思いますよ。暗いことばかりでは困るんですね。それをお伺いします。

次に、市民の要望はどれくらい達成されているのか。よく地区の代表者等が持ち寄って市に要望を出していると思うんですけど、いろいろな地域から出されていますから、それぞれ違った問題も出されていると思うんですけど、果たして毎年どれくらい達成されているのでしょうか。中長期かかるもの、とてもじゃないが今は出せないもの、いろいろあると思うのですが、その辺のことも教えてください。

次、市の管轄外への要望はどれくらいの頻度でやっているのかということですが、市の管轄外、例えば県道とかもありますけど、また違った官公庁に対して市民から要望が出された場合、どれくらいの頻度でそちらのほうへ伺ったり、会合を持っていらっしゃるのか、その辺もお願いいたします。

そして何よりも予算編成に関してどのように考えているか。この予算編成に対しては昨日からいろいろなところで出ていますので、また再質問のところでも聞きたいと思えますけど、私は政治には夢が必要だし希望が必要だなと思っているんですね。マイナスのことばかり言っていて、財政が厳しい厳しいばかり言っているのは駄目なのではないかという思いがあるんです。もちろん財政規律とかが大切なことだということも分かっているんですが、何でもかといったら、「俺が死んでもよくならんやろうな。」と言う方がいらっしゃいました。そういったことを市政というか、これは市だけではないですけど、政治というものに失望している方がおるといことは考えていけないといけないなと思えました。だから、本当に身近な生活、目に見える形で生活環境の改善というのは一番に取り組んでもらわないといけないなと思うのですが、どのように考えているのか。

そして、決算で余剰金が出るということを言われて、それで市長はいい話をされていたと思うんですね。そうだけど、余剰金が出るということのは別な見方をすれば、例えば入札とかそういったものの差金で余剰金が出てくるならいいのですが、そうではなくて仕事をしないと余剰金が出てくるんですよ。要は、何もしていないと言っているわけではないんですけど、本当に人数の少ない職員の中で、これ以上仕事を振ってもらってもできないというそれも私は分かっているつもりなんです。でも、仕事をしたくても少人数で人的制約がかかっているから、飛騨市はここまでぐらいしかできませんよというのがあれば、その辺はやっぱり市民の方にも説明しておいてほしいと思うんですよ。「だって仕事はいっぱいあるんだもん、そして余剰金も出ているんだもん。何でできないの、できないの。」と言われるんですね。ですから、その辺はどうでしょうかと思います。

そして次は、いろいろなことを考えていたら、シビルミニマムということを思いました。本当に最低限の守っていかなければいけない、市民の生活とか福祉的なものでも守っていかなければならないそういったものを、市長はどう考えておられるのかなと。シビルミニマムというのも考え方がありまして、分かっているつもりです。発展途上の1965年、昭和40年ちょっと先ぐらいから高度成長になって、昭和36年からの成長で、その中で都会的なところでもいろいろな施設とかが落ちていないときに、最低限どこまでしますかということを決められたことだと思うんですが、今、私は60年近くたって今こそまたこれが必要になってきたのではないかな。でも、いろいろな考え方があるので市長はどのように考えているか。こんなのはあかんよって言われるのかどうかということですね。

もう1つ気になったのが、私は委託を反対するものではない人間ですから、人件費削減のためによく委託という方法を取るわけですね。職員を1人就職させてずっと育てて、退職金を払うその年代までかかるいろいろな費用のことを考えると、やはり財政的な規律で人を多くできないという中で委託が多くなるというのは分かるし、むしろ素人に毛が生えたみたいな職員に任せるより、プロに任せたほうが良いという考え方もあるからなんですが、ただ、これ物件費というところに委託は分類されると思うんですね。物件費が上がるのもいかがかと思うし、物件費の中で一番高いのがどこの県でもそうですけど、どこでも委託が一番パーセンテージを占めているというのは分かっているんですが、物件費の抑制政策なんていうのを考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

市民の皆さんの様々な声につきましてお尋ねをいただきました。根源的な問題でありまして、答弁の中でどこまでお答えできるのかということも、やや不安なところもあるんですけども、ただ、人の願いとか希望というのは本当に千差万別ですし、高度経済成長期だとある程度似た線にきたのでしょうけれども、低成長・人口減少の時代というのは、様々な困難度合いというのが、千差万別の度がさらに増えて複雑になっておりますので、これにどう応えていくのかというのは非常に難しい問題だと思います。ご質問いただいておりますので、ご質問に答える中で、また議論を深めさせていただければというふうに思います。

まず1点目で、市民の皆さんからの要望に対して「予算がない」という話があるというお話がございました。私自身は、基本的には予算がないという説明をしないようにというふうにしておりますし、そのように申し上げております。また、市の職員でそういった説明をする職員があったとすれば、これはご指摘のように予算の全体構造とか仕組みが理解できてない職員、とりわけ経験の浅い職員はやっぱりそうした説明をするということはあるがちだというふうに思うんです。

といいますのは、地方自治体の予算というのは捻出するものでありまして、ここが違うんですね。確かに「入るを量りて出を制す」ですから、入ってくるものの中で予算編成をするんですけども、ただ、例えば5億円とか10億円とか、5,000万円、6,000万円というものになると、なかなかそれは入る入らないということがありますが、数十万円から数百万円くらいですと総枠の調整の中で生み出せます。現実的には、です。ので、予算の必要性は個別に政策判断で決めていくということになりますから、単純に予算の総枠で決めているわけではないということです。

したがって、「予算がない。」という説明が不適切だというのはそういう意味です。どこから捻出できるよということも裏返しとして言えるということなので。ただ、それを言うためには予算の全体構造が分かってないといけません。なかなかここが、経験の浅い若い職員だと分かりにくいということだと思いますし、ある程度のベテランの職員でも財政をしっかりと勉強していないとなかなか言えません。なので、予算がないという説明はないのではないのかということはおかねてから申し上げているというところですし、そういったことについては引き続き、しっかりと指導し

ていきたいというふうに思っております。

それから2点目、先送りができない問題みたいなお尋ねがございました。この先送りできない問題というのは確かにあるのですが、どの程度喫緊性があるのかというのは人によって違うんですね。人によって差があるということは認識しておく必要があると思います。例えば地域の問題にしても、一部地域の方には優先度が高いと思われることでも、ほかの地域と比較すると、これはやっぱり劣るということは全市的に見るとあります。やっぱり限られた財源の中で、市として優先度を判断していくということも不可欠ですから、そのときは市全体を俯瞰して、我々は政策をやっているということなんですね。

私自身も8年目ですから、こうやって年数を重ねていきますと大体ぱっと全体が見えるので、そうすると恐らく誰が議論しても行き着くところはほとんど一緒だろうというのは、だんだん見えてくる。ですけれども、なかなかそうした俯瞰的な目というのは簡単に持つことができないということになりますので、したがってやっぱりどうしても個々の方からすると、なかなかやってくれないのではないかと議論は出てくるのではないかと思うんですね。地域からの要望事項というのは、分析をしてみますと大半は基盤整備に関するものです。それを何とか市全体を俯瞰して優先づけたいということで、市ではその全市域、全ての現場状況を基本的に把握・確認して、緊急性が高いもの、効果が高いものを点数づけして、予算協議の中で優先順位を決めていくというやり方をしています。

ただ、先ほど申し上げましたように、市民の皆さんの受け止めというのはそれはまた違いますので、身近な要望事項が進まない、その不満が市政の別の事業の不満になって表れるということは、これは飛騨市のみならず、行政、国政でも大いにあり得ることです。家の家計と違いました、市政の全体像というのは見えにくいですから、メディアとか広報とかで、つい目立つ事業とかがあると、先ほど議員もおっしゃったように、「なんであんな事業に金を使っているんだ。そんなことに使うんだったらこの側溝を直してくれ」という話になるのは当然にしてあり得ることだと思います。

ただ、だからこそ私自身は市政全体の理解を深めることも当然ですが、できるだけ個々の人に会って話を聞くとか、その方が実際どういうバックグラウンドでそれをおっしゃっているのかということを知るとかということがとても大事だと思いますし、そのときに、どういう優先順位で判断しているのかということもお伝えができます。すぐに実施ができないとすればそれは理由があるので、それはやっぱりきちんと丁寧に説明していくしかないというふうに思います。

したがって、いろいろなご不満がある方があれば、これはやっぱり具体的にどの方が、どの箇所を、どのように望んでおられるのかということを知りたい。逆に言うと、それを市にしっかり寄せさせていただくということが重要だと思います。私もそうですが、議員各位もそうだと思いますけども、市政に携わっておりますと、「市民が。」という言い方をするんです。私は「市民」という名前の市民はいないと思っているものですから、市民がというふうに語っているときというのはどこかに嘘がある。どこかに絶対逃げがあると思います。なので、よっぽど気をつけないといけなくて、「市民」という名前の市民はいないですから。ですので、具体的に誰がどういうバックグラウンドで何をどう思っているのかということを知りたいとちゃんと把握する必要があるし、私のころにも「市民の皆さんがこうおっしゃっている」ということをおっしゃってくるのが結構あるので

すが、必ず一呼吸おいて、それは誰だと。多くの市民がと言われると、何人ぐらいの人が、どこの人なんだということを自分で聞かないと、それはひょっとすると大きさに話しているのかもしれない。あるいは、バイアスがかかってゆがめられているのかもしれない。正しい情報が来てないのかもしれないというふうに捉える必要があるし、これは市長もそうですし、議員もそうですけども、市政に携わる人間は心しておかないといけないとこだというふうに思っています。こういうことが非常に大事だということで、できるだけ具体的に聞いていきたいということでもあります。

それから、予算編成の中で生活環境の改善的な部分の予算措置のお尋ねがございました。予算編成の考え方ということになるのですが、ただ、この生活環境の改善、身近な基盤整備等々のことが非常に重要であるということは重々承知をしています。飛騨市は広範な市域を持っているわけですから、その中で地域の生活環境の改善に対処する予算ということになりますと、やっぱり地域振興費ということに具体的にはなってきます。今までも一定程度の予算を確保しておりますし、少しずつ増やしてきました。さらに増額もしていきたいというご要望もあるし、そういう気持ちもあるのですが、他方で、これは先ほど少しお触れになりましたが、実際に発注をするには職員が現場を確認して、設計して、発注業務をやらないといけないということがあって、そのマンパワーに耐えられるのかという問題もあるんですね。ですので、これは予算だけの問題ではない。今の地域振興費が現実問題からするとマンパワー的に限界だというふうに思っています。なので、今の地域振興費をいかに効果的に使っていくかというのが大事ではないかなというふうに思っています。

それから7点目で、シビルミニマムのお話がございました。これもなかなか難しい問題ですが、シビルミニマム、私の捉え方でいくと、ナショナルミニマムの市民生活に落とし込んだ版というふうに思っています。ナショナルミニマムというと、国が国民に対して憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活を保障する、これがナショナルミニマムですから、市民生活の中で最低限度の生活を保障していくということがシビルミニマムなのだろうというふうに思います。個人までレベルを落としてみた場合に、生活が困難だったり、貧困で非常に厳しい立場にある方がいらっしゃることは当然承知しております。したがって、だからこそ、私自身は弱い立場の方々の支援ということを最重点にしてきたというところですし、今回の補正予算で、年金生活者とか高齢者の皆様、つまり、自らの努力ではなんともならないという方々への支援を重点化してきたというのも、私なりのシビルミニマムの考え方の表れだというふうに捉えていただければよろしいかなというふうに思います。

私からの最後の答弁で、物件費の話がございました。委託料に絡めてのお尋ねだったわけですが、ご指摘のとおり委託費が増えれば物件費は増えます。ただ、委託という話ですが、今、人口減少の中で職員の採用は大変厳しい、もちろん定数を守っていくこともありますし、その中で仕事量だけがどんどん増えている。それはいろいろな要望が増えてきますから、職員がやるのがどんどん増えてくる。そうすると職員だけでは現在の業務をカバーしきれないというのが今の大きな課題だということです。組織運営そのものが成り立ってこなくなっているということなので、職員を削るための委託ではなくて、今ある職員を最大限、効果的に、しかもちゃんと今の時代に合った働き方をしてもらうためには、仕事そのものを少し減らしていけないといけない。ただ、やらないというわけにはいけないので、やっぱりそうなるとう誰かに頼む方法しかないとい

うことになってきます。

少ない職員でも業務を継続できる体制を構築する必要があるということで、その1つの方法として、いわば外注、アウトソーシングを行っていくということになりますし、それが予算的には委託という形で現れてくるということになります。

ただ、アウトソーシングというのは、単に市役所の職員の余力を生み出していただくだけではなくて、産業を育成しているという側面があるというふうにだんだん最近気がつくようになってきました。これまでの答弁でも何度か申し上げたことがあります。例えば、近年、市内で設立された会社の中で、ふるさと納税の業務を受注している「ヒダカラ」という会社があります。ここはまさしく飛騨市の職員がカバーできない仕事をアウトソーシングで受けてもらっているわけですが、それによって20人くらいの雇用が生まれています。それから、飛騨市学園構想や飛騨市民カレッジなどの教育分野のパートナーとしては「E d o」という会社があります。これも市だけでは抱えきれない、あるいは市の職員が必ずしも得意としない部分を受けていただいている。それによって、E d oは若い社員を入れて、若い人の働きたい職場として活躍してもらっている。その他にもまちづくり支援拠点「n o d e」の委託を受けている「オフィスぼんぼり」とか、そうしたところもございます。そうすると、市から仕事を出すことによって、若い人が働きたいと思えるソフト系事業の職場が確保される、それが結果、定住につながっているという方も随分ありまして、そうした若い方たちの会社の活躍が税金という形で市へ跳ね返ってくる、あるいは町の活性化になるということですので、そうした有益なサイクルも発生することも含めてトータルで考えていく必要があるのではないかなと考えているところでございます。

その他の点については、部長のほうから答弁してもらいます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは3点目及び4点目についてお答えいたします。

まず3点目、市民要望の達成率についてお答えいたします。要望のほとんどを占める基盤整備関係の直近3年間の市全体実績を要望件数、実施件数、実施率の順に申し上げますと、令和2年度857件に対して341件の39.8%、これが実施率です。令和3年度897件に対して373件の41.6%、令和4年度962件に対し447件の46.5%となっております。

次に4点目、管轄外への要望の頻度ですが、同じく直近3年間の要望回数を国会議員や本省等の国要望、県議員や県庁の県要望の順に申し上げますと、令和3年度は国が11回、県が3回。令和4年度は国が15回、県が5回。令和5年度は9月以降の予定も含めまして、国が24回、県が5回となっております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは、6点目の決算剰余金につきましてご説明させていただきます。決算剰余金とは、歳入決算額から歳出決算額を差し引きした金額であります。予算額に対して歳出決算額が小さくなる、いわゆる不用額が主な原因となります。この不用額に着目しますと、例えば除雪費などは降雪シーズンの前段階で市民生活に支障を来さないよう過去の決算額を参考にして所要額を予算化しておりますが、結果的に雪が少ない場合にはこの除雪予算は執行されず不用となり、これが決算剰余金となるわけでございます。また、市が発注する入札案件の予定価格と落札価格の開き、いわゆる入札差金も同様に不用額となるものですが、この差額もあらかじめ予算額に内在しているものであります。

次に、不用額の多寡ですが、予算額に対してどの程度の割合であるのか、また、県内他市と比較してどうであるのか申し上げますと、公開されている令和3年度決算での比較となりますが、県では最終予算額に対して不用額の占める割合が3.1%、県内の市においては少ないところで3.5%、多いところでは13.6%となっている中、当市の数値は3.8%と決して高くはなく、むしろ低いほうであると認識しております。

市では決算剰余金が異常に多くなならないよう補正予算において、こうした不用額を減額補正するとともに、この財源を使って今後の施策の財源となるための特定目的基金にできる限り積み立てを行うことで有効活用しております。このように決算剰余金は、補正予算において可能な限り絞り込んだとしても、ある程度の金額は発生するメカニズムとなっていることに加え、翌年度の大切な財源として活用できるようルーティン化できていることで現在の安定した財政運営につながっております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○12番（高原邦子）

ありがとうございます。私は昨日からいろいろな話を聞いている中で、今も優先度を考えていくということですが、優先度とかだと本当にひなびた地域っていうのは、結局はBバイCとか費用対効果とか、もろもろの声の大きさとかを考えるとなかなかやってもらえないと。だからこそ、そういったところにもしっかりと最低限の憲法で保障された生活をしていける環境は守っていかねばいけないのではないかなという思いで今回質問しました。

市長にお伺いしたいのですが、話を聞いていると、最近どうも対処療法というのかな、そういったほうばかりで、いろいろな問題の根本療法というものを考えてもらってないのではないかなという気がするんです。というのは、確かに予算とか財政の問題もあるかもしれないけど、やっぱり身近な、さっきも言ったように1965年とかからあったインフラが、今みんな更新の時期に来ているのを先送り先送りって、20年前の合併の頃からいろいろな地域で言われていたんですね。それがずっとこうなってきた、漏水やら何やらどこに水が行ったか分からないような状態で、大水が来たらこけてしまって、後からも出ますけども、落石があつてというのもありますよね。いろいろな意味で本当に困っているところもあるわけなので、何かあつたらそのときに対処する対処療法でこれから先も行くのか。根本療法には手をかけてくれないのか、その辺どうお考えですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

一般論としてなかなか答えにくいのですが、ただ、根本療法でいきたいのは山々なんですけど対処療法でいくしかない。恐らく、先ほど申し上げましたが、誰が市長になられてもどの時代、恐らくここから何十年たっても根本療法で解決できるという状況にはならないと思います。やはりそれほどこの広い市域と過去からの様々な資産、遺産といいますか、そうしたものが多い中では、全てを一からやり直すのはなかなか難しい。先ほどのプールの話が典型ですけども、新しいプールを造ったほうが安いのではないかというのは、そうなんです。けれども、本当に根本的に、プールを新しくしてしまえば直るということになると思うのですが、ただ、もしそれをやると、今度はほかのところが圧迫される。その瞬間のベストだけではなくて、我々は向こう何十年かのベストを考えなければいけないんです。今年度ベストならいいんです。先ほどの決算剰余金をばんとつぎ込んで解決するでもいいんですが、持続可能な体制を作っていかなければいけないので、今の人たちにも責任がありますが、10年後、20年後の人たちにも責任があります。なので、そこを両方考えると、やはり全て根本療法でやるというのはなかなか難しいというのが現状です。なので、やはりその中でどうやってベストを尽くすかということなので、中には根本的に一から作るというものもあると思いますけど、どうしても対処療法にならざるを得ないというのは、これはやむを得ないことではないかというふうに思います。

○12番（高原邦子）

私もいろいろ考えていくとそのとおりだなと思うのですが、でも排水とかごみとか、そういう身近なものというのが本当にがたがたにきているから、予算的なこともあるかもしれないけど、4町村それぞれにいろいろなことがあるので打って行ってほしいですね。そこを優先順位でと言われると、うーんと思ってしまうのですが。

あともう1つ伺いたいのが、誰のときだったか、指定管理の市有施設の問題とか温浴施設の修繕費の話の中であったんですけど、私はやっぱり最終的に公共部門の存在意義と、民間部門でもできるものとごっちゃにして過去何十年前からやってきたと思うんですよ。それが今人口は減るは、いろいろな中で、ここは見直していかなければならなくて、最終的に市が請け負っているものは何かといったら市民の生活の安定化なので、そこは今まで民間でもできるところは民間にということを実際に部門分けするべきだと思うし、もうしてきているところもあって、介護保険が導入されて、だんだん今も扶助費も増えてきているんですけど、契約して市から離してコストダウンを図っていますよね。やっぱりどうしても市がやらなければいけない公共部門と、あと民間部門というのは明確にやっていくべきだと思うのですが、市長のその辺の考えはどういうふうに捉えていますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それこそが本当に行政の優先順位の哲学みたいなことになってくるのですが、まず民間でできるものを役所がやるという時代がありまして、今議会でも何度か議論させていただいた温浴施設

系のもの、宿泊施設もそうだと思います。今の時代ですと、本来全くやる必要がないんですけども、平成の最初頃に各地で地域づくりをするんだという流れの中に、そういったことを競ってやりました。当時はお金もあったし、どちらかというとプラスアルファ的なことをやるということを競った時期があった。しかし、もうそういう時代ではなくなったというふうに思いますから、民間がやれるものは民間にやってもらうというのはまず大原則だと思いますね。あと、役所のやらなければいけないもの、公共がやらなければいけないものの中にもらなくちゃいけないものの中にも優先順位というものがあって、それは繰り返し申し上げておりますけども、自分の力では何ともならないという方々をどうやって支援していくのか、ここが最優先だと私は思っています。それからもう1つは、みんながやってほしいと思うけれども1人では何ともならないもの、これをやるのも役所の役割だというふうに思います。

私はそういう考え方なので、普段のいろいろな予算の順位付けをするときも必ず自分の中で物差しを当てて、そういう議論をします。よくそういうことを役所の中でも言います。そうすると、先ほどの話になってきまして、本当に救わないといけない少人数の人たちというのを支援していくということになると、どうしてもそこにお金が投入されると身近なものがちょっと後回しになるというケースが出る。そうすると、「なんであんな少人数の人たちのためにお金を使って、我々のところには使わないんだ。」という話が出るんです。でもそこは私の立場ですと、それを耐えていくしかないと思っております、それが市政を預かる者の責任だろうというふうに思いますので、それはそういう考えでやっているということです。

ただ、自分の考えだけ押し通す、あるいは今申し上げたようなディシプリンだけを押し通すのではなくて、そこをやっぱり個別の事情を聞いてみると、それは大変だなどというケースというのは実際たくさんあるんです。あるいはすごく要望を受けても、もっとひどいところありますよというケースもあります。なので、大きな考え方はそうだけど、具体的な話はやっぱり個々に聞いて、確かに大変だというものは急いでやりましょう、もうちょっと順位を上げましょう。やっぱりこういうことになっていくんだらうなというふうに思います。

○12番（高原邦子）

我々議員はいろいろな話を聞いているので納得はするんですが、世間はそういった単純なものではなく、つい最近聞いた話ですが、市長は自分の得意分野ばかりは力入れているけど、得意じゃない分野、何かなどは思うんですけど、そっちにはちっとも見向きもしてくれないという話も聞いて、「いや、そんなことない。いろんなアイデア出して、いろんなことをやっとなに。」と言うと、「そんな。」なんて言う人もいたりしたので、ちょっとやらしいし、いろいろな意見を言う人もいて、市民の声もいろいろだし、さっき言った「市民」という言葉を使うと、それはごまかしているということになりますけど、市長、やっぱり市民でも私だから言ってくれる人もいるので、具体的にどこの誰々さんって、そういうふうに明らかにしない、物を言えないというのも、これもまた統制された世の中になってしまっただけで、自由に私だからって語ってくれた人の名前までは明かせないので、それは皆さんもそうだと思うんですよね。

だけど、やっぱり市民の声はいろいろですから、あまりお金ないばかりではなくて、ため込むばかりではなくて、出すときはぼんと出して、身近なものが目に見える形で動いているというふうになれば、多くの市民の方々は納得ということになると思います。次、時間がないのでや

ります。

次の問題ですけど、昨日、上ヶ吹議員もされたので軽く言いますけれども、監査委員の報告書に返礼品を1,000件以上の商品に増やしたから7,800万円以上の増えがあったとか、いろいろ言われています。ふるさと納税が導入されて15年ぐらいたちますけど、その間、一般質問、この議場でもありました。中嶋国則議員が本当に一生懸命やっていたのを思い出しまして、その頃からいろいろな意見があったんです。「おかしいんじゃないか、ふるさと納税って言ってもそんなのは。」とかっていう意見もあったんですけど、紆余曲折して今、飛騨市の業者さんたちも返礼品でよくなっているし、ありがたいなと思うんですけども、もっと飛騨市のふるさと納税が広まればいいなと思っています。

それで、去年訪れた都城市はすごい額を集めているというのも聞いたんですけども、昨日もお話があったんですけど、1番から6番、総務省通達の5割厳守はできるのかということ。そして返礼品を増やしたからという監査委員のご意見がありましたけど、どのように分析されたのか。私は品目を増やせばいいとは思ってなくて、その商品に心が籠もっているか、いい物であればリピーターも増えるのではないかなと思っていますが、こういったものに採用基準があるのでしょうか。返礼品をしているところは努力していると思うけど、もっともっと飛騨市の返礼品なんだからいい物を出してもらいたいと思うのですが、こういったところにアドバイスとか提言とかをされているのか。それとも業者さんに任せっきりで、ちゃんといい物を作ってくれよくらいな感じで終わっているのか。また、5割厳守ですけど、もっとそれよりも減らすことができないかなと思うんですね、経費とかそういったものも。難しいかな。どのように節約していこうと思っているのか。また、使えるお金はいろいろ規定項目があるんですけど、昨年度どれくらい使ったのかな。ためてばかりではいけないのではないかなと私は思っています。市長のご意見でもいろいろあったんですけど、これは不確定だし、不確実だし、毎年どれだけって決まっているわけではないからって言っていますけども、だからこそしっかりと寄附をしてくださった方に応えるために、私は使い切ってしまうぐらいの気持ちでやってもらいたいなと思うんです。その辺はどうかということをお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からはふるさと納税についてのご質問のうち、1点目から5点目についてお答えをいたします。

それではまず、1点目の総務省通達の厳守についてと、5点目の事務費用の抑制について関連がございますので併せてお答えをさせていただきます。ふるさと納税の経費についてでございますが、昨日の上ヶ吹議員の質問の際にもお答えしておりますが、当市では令和4年度まで募集からワンストップ特例申請の取り扱いにかかる経費まで含めて、寄附金額の5割以内となるよう調整し運用をしてまいりました。ただし、令和5年度よりワンストップ特例申請処理について外部に委託することとしたため、その分については5割を超えて予算計上しております。そこで今回のルール改正による経費5割以内をキープするため、当初予定をしておりました広告費の削減や、

ワンストップ特例申請のオンライン化による通信運搬費の削減を図ってまいります。なお、ふるさと納税の魅力を維持するため、返礼品率の3割はなるべくキープしたいと考えております。

続いて、2点目の返礼品の増加と寄附額の関係についてお答えします。飛騨市では中間支援事業者と協力をいたしまして、市内の魅力的な特産品を常に発掘し、返礼品として登録することに注力しております。これにより令和4年度中に新たに1,668商品を追加登録し、提供可能時期に応じて常に1,000件以上の商品を返礼品として選べるようにしております。新たに登録した商品のうち、新規発掘商品としては保護猫事業と絡めた猫関連商品などがありますけれども、多くは元々あった商品の内容量を変えたものや、複数商品の詰め合わせ、複数事業者でコラボした組み合わせ商品などです。市内の対応できる事業者の数も規模も限界にある当市におきましては、このように事業者と一緒に工夫を重ねながら、全国の多くの方々からの支援をいただけるよう、ふるさと納税の維持・拡大に取り組んでおります。

近年の寄附額の増加につきましては、全国的にも3年連続で過去最高を更新しており、国ではコロナ禍の巣ごもり需要で広がった利用が、引き続き拡大していることが背景にあると分析をされております。これまで返礼品なしでふるさと納税の寄附を受け付けていた自治体が、返礼品制度を新たに導入するなど地域間の競争も激しくなる中で、これまでどおりの寄附を維持またはさらに拡大していくためには、ふるさと納税をされた方が返礼品を選びやすくすることが必要であり、魅力的な返礼品の増加や返礼品のブラッシュアップ、各ポータルサイトの写真を魅力的な写真に入れ替えるなどの取り組みに引き続き注力していきたいと考えております。

続いて、3点目の返礼品の採択基準と、4点目の返礼品取り扱い事業者への提言について、関連がございますので併せてお答えします。当市の返礼品については、国の基準に該当している場合は基本的に登録できることとしております。ただし、返礼品としてパッケージなどがふさわしくない場合や、せっかくの商品の魅力が伝わりにくい場合には、登録前にアドバイス等を行い、ブラッシュアップを行った後に登録するようにしております。発送についても、適切な梱包や返礼品と一緒に入れる同梱物などについてのアドバイスを行い、寄附者に喜んでいただけるよう心がけています。

登録後につきましても、よりよい返礼品となるよう常に見直しを行っており、中間支援事業者と協力をし、返礼品事業者を集めての全体勉強会を年2回実施するなど、より魅力的な見せ方も含めて日々学んでいただいております。また、市では中間支援事業者と常に情報共有を図り、随時の振り返りの会議や、年度末には当該年度の結果などの情報共有と次年度の方針などを話し合い、その時勢にあった返礼品や企画を考え、全国の寄附者に飛騨市を寄附先として選んでいただけるように工夫しております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは私のほうからは、6点目のふるさと納税の活用額と用途につきましてご説明させていただきます。はじめに、ふるさと納税を活用するまでのお金の流れをご説明いたします。飛騨市

では、毎年いただく寄附総額から必要経費を差し引き、その残額を「ふるさと創生事業基金」に一旦積み立てます。そして、その翌年に寄附者の意向に沿った事業の財源とするため、同基金から基金繰入金として取り崩して事業充当するといった手法を用いています。

飛騨市では、ふるさと納税制度が始まった平成20年度から令和4年度まで累計で76億円を超える多額のご寄附をいただいております。令和4年度末における未活用額、つまり基金に保有している残額は18億7,000万円となっています。寄附メニューは多岐に渡りますが、メニューごとの寄附額、基金積立額、基金繰入額は厳格に管理しております。寄附者の思いを最優先に有効に活用させていただいているところです。

令和4年度における活用額の内訳を申し上げますと、一番多く活用させていただいたものは、「地域振興・観光・まちづくり・防災に関する事業」に2億4,000万円。次に「福祉・子育て支援・生きづらさや困難を抱える人たちへの支援に関する事業」に約7,000万円。一番少額が「東京大学宇宙線研究所との連携推進事業」に約150万円まで、11メニューで総額4億7,000万円の活用実績となっています。また「こどもスポーツ活動充実交付金事業」や「学校給食メニュー向上事業」など、ふるさと納税という財源があるからこそ実施できる事業も少なくありません。

このふるさと納税制度というのは、国策によって、いつどのように制度改正が行われるのか不透明であり、移ろいやすい制度でもあると認識していることから、仮に制度が廃止されたとしてもこれまで実施されてきた事業が一斉にストップすることのないよう、抑制的に使っていくことが必要であると考えてきたところです。

このため、例年、将来ともに継続して取り組まなければならない事業は極力充当事業とはせず、さらに活用額をおおむね5億円程度に抑えるとともに、残りを基金に保有することで、万が一、制度が突如廃止あるいは大幅縮小されても、数年かけて緩やかに事業を縮小し、つまりソフトランディングできるような方針としてまいりました。今後も同様な考えで進めてまいりたいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○12番（高原邦子）

昨日からちょっと気になっていることがあったんです。15年前、その前から、中央集権的な考えを持って、地方分権に反対している省庁の官僚が地方側に自由になるお金が行くことに反対で、この制度をいろいろ言ったこともあるし、政治家もそういった声になびいた方もいらっしやったんですが、今、なくなるということは私はないと思うんですけど。すごくマイナス、マイナスに昨日も市長は言われて、「これどうなるか分からない。」とかって言われたんですけど、そんなにこの制度なくなりますか。どう思っているのか本音を聞きたいんですよ。これをなくそうと思ったら、日本国中の相当な市町村がいろいろなことを言うと思うんですけど。それでもこれは今の額よりも後退しますか。その辺どこをどうで、後退するみたいなことを今答弁でもされたので、部長、お答えできますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

僕が答えます。

市長会に行くと意見は真っ二つです。岐阜県市長会21市でも、例えば少人数で分かれて食事していてふるさと納税の話題が出るのがあって、本当に多いところって数が限られていますから。岐阜県ですと関市、高山市、飛騨市の順番です。高山市がばんと伸びたんです。その前は関市、飛騨市だったんです。肩身狭いぐらいですよ。その議論は全国市長会でも東海市長会でも公然と出ます。こんなものは廃止してもらいたい。そのくらい私の感覚からすると、こんな不安定な制度はないというのが正直にあります。

ただ、制度が市長たちも実はちゃんと言っていないところがあって、「減収になった。減収になった。」と言うんですけど、もちろん地方交付税の不交付団体は別ですが、実際には減収になった分の75%は地方交付税でみられているので、10億円減っても実際に減っている分は2億5,000万円ですから。そして全体の財政規模が違いますので、うちみたいな小さいところももっと大きなところは規模が違ふ。ただ、経常収支比率というか、大きい自治体のほうが経常収支比率は高いですから、結構うちよりも苦しかったりするんで、そこでちょっと減った分が苦しさに出るということはよく分かるんですけど。ただ、すごくそこは本当に真っ二つどころか、反対の市長のほうが明らかに多いと思います。そういう状況です。ですので、いつなくなってもおかしくないということです。

ただ、これも政治的な話になりますけれども、菅元総理が総務大臣時代に肝煎りで始められました。今年6月に東京で「活力ある地方を創る首長の会」というのがあって、菅元総理の講演を聞く機会があって、お話を聞かせていただいたときに、菅さんは今1兆円弱ですけど2兆円にしたいとおっしゃっている。恐らくそれは元総理としての発言だし、一定の影響があるんで、本当に2兆円になるか分かりませんが、増えていくことにセーブはしないという流れが多分あるんだと思います。ただ、これもそういう大きな力のある方がいなくなって、むしろ廃止したほうがいいという方が政治的に力を持たれば、がらっと変わると思います。ただ、議員もおっしゃったように返礼品のマーケットができて上がっていますので、恐らくゼロになると倒産するところがたくさん出ると思います。その辺がどこで調整されていくかということがある。そうなってくると恐らく考えられるのはまるっと廃止はないけれど、例えばその返礼品の率とか、実際の割合を変えていくとか、上限をわずかにするとか、そういう制度改変は絶対に行われる可能性があるというふうに思っていますので、皆さんが思われる以上に、私はこんなに危ない制度はないと思っています。ということを申し上げておきたいと思っています。

○12番（高原邦子）

分かりました。それが現実だと。でも、市長たち選挙でそれ言ってごらんなさいよ。一般の市民はそんなこと、「反対なのか。」って言う人が物すごく多くて、その首長、この制度を反対ですっていう、国の先生方もそれをマニフェストであげたら、私はすごく落ちると思います。それぐらい結構皆さんやっています。特に都会の人たちはほとんど。それもやっぱりそれだけ稼いでいる人ですけど、十何件、結局2,000円ずつの負担でいいわけですよ。10件、2万円であちこちのどこからいろいろな特産品がくるとか、そうやっています。

そうですか。では都竹市長、これは危ない制度というふうに見ておくということですね。そのためにはやっぱりソフトランディングのためということなんですね。分かりました。そのように私も覚悟して、都竹市長はこう言っていたというふうに日記に書いておきます。

昨日、上ヶ吹議員のところでもいろいろ聞きましたし、ますます増やせるように頑張ってくださいなと思うし、私もできるだけ飛騨市以外の人には、いいですよ。特に私はこどものころクリニックをすごく応援しているものですから、児童精神科医なんて本当にいないところで頑張っているということでやっていますので、どうか皆さんもふるさと納税やっていただきたいなと思います。これで私の質問は終わります。

〔12番 高原邦子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で12番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時15分といたします。

（ 休憩 午後2時08分 再開 午後2時15分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

1番、小笠原議員。

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、早速ですが一般質問をいたします。

初めに、生涯現役と高齢福祉の取り組みについてお尋ねいたします。現在、日本は超高齢化社会に突入しています。65歳以上の人口は約30年前の平成6年で14%でしたが、昨年10月には29%になりました。ここ30年で65歳以上の人口は倍増し、日本人の3人に1人がシニア層になる社会となりつつあります。これは日本全体の話であり、都市部より若者が少ない飛騨市では、65歳以上の人口が40.21%。2.5人に1人はシニア層となっています。

このような高齢化社会において、シニア層の方々が幸福に生きることができるかどうかということとはとても大切なことではないでしょうか。もちろん幸福といっても、人それぞれの考え方があると思います。ただ、病気で苦しむことなく心身ともに健康で、生きがいがあるかどうか、これが重要ではないでしょうか。病気だから不幸というわけではありませんが、身体が苦しいのに、幸福感を維持するのはなかなか大変です。また、体が健康でも、お年寄りだからと居場所が減り、生きがいがなくなってくるのも苦しいのではないのでしょうか。シニア層の方々が毎日幸福な生活を送るために、健康と生きがいというものを大切にすべきだと考えます。

内閣府の「令和4年度高齢者の健康に関する調査」によると、健康状態が「良い」と回答した人ほど、生きがいを感じる割合が高くなっており、健康状態と生きがいは強く関係するという結果が出ています。人間は生きがいや夢、生きていくことの幸福感が人生には必要です。生きがいと一口に言っても、それが仕事なのか、ボランティア活動なのか、地域の活動であるのか、人そ

れぞれであると思いますし、何か始めてみたいけれど、どうすればよいのかわからないという方もいらっしゃると思います。生きがいという観点を通じ、就労や教育、福祉など、事業の連携を深めることで可能な取り組み、お考えを質問いたします。

1つ目は、生きがいを育む取り組みについてのお尋ねをいたします。先般、元気で生き生きとしたシニアライフを応援するため、「飛騨市シニア生きがいづくりフェア」が行われました。「人生100年時代、働いたり、健康づくり・生きがいづくりをしながら社会貢献をし、セカンドライフをさらに充実させてみませんか。自分も地域も、みんなが幸せになるまちづくりを一緒にめざしましょう。」とあり、就労、軽就労、有償ボランティア活動、ボランティア活動などの生きがいづくりのための紹介、説明、相談を個人面談され、必要な方へのよいきっかけ作りとなったことと思います。就労支援と社会参加支援の連携のもと、市民の反応はどうでしたか。就業につながったケースの成果、また、今後も継続して取り組むのかお尋ねいたします。

2つ目は、シニア世代の学びや交流の場づくりについてです。日本老年学会では、65歳から74歳は準高齢者、75歳から89歳は高齢者、90歳以上は超高齢者という区分を設けていますが、一般的に60歳以上をシニアと一くくりにされているようです。60歳以上のシニア世代の方を対象に、これまでの知識や経験、思いを生かした新たな挑戦を行う方の第2の人生を応援する企画として、「シニア成人式」に取り組んでいる自治体があります。何かに挑戦したい、同年代の方ともっと交流したい、地元で活動に参加してさらに貢献したい、このような方々を対象に式典、講演会やグループワークなどを行い、人と人のつながりや、生涯現役人生のきっかけづくりとなっているようです。

飛騨市でも対象の年齢の方は多く、関心のある55歳以上の方も参加できるように門戸を広げて、例えば新しいスキルの習得や、学び直しのできる制度の創設を支援できるのではないのでしょうか。顔見知りの人が増え、人と人のつながりが広がれば、先ほどの生きがいづくりの場への参加者が増えると思いますが、いかがでしょうか。

3つ目は、要支援・要介護状態の方への生きがいづくりについてです。介護事業の場合、生きがいづくりというより、お世話中心のサービスになりますが、岡山市では要介護状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で、生きがいを持って暮らしていけるように、介護事業所で就労、社会参加が可能となるような取り組みを進め、高齢者活躍推進事業を実施しています。5月9日付の読売新聞に「歩くことが好きな人には、地域内を散歩しながら、ダイレクトメールを投函してもらい、庭仕事得意な人には草むしりをしてもらうなど、その人のやりたいことやできることに合わせて取り入れている。」と報じられていました。

このように、要支援や要介護の状態でも、誰かの役に立って生きがいを得ることはできると思います。要支援・要介護の状態改善を目指す取り組み、生きがいを育める取り組みを行っていますか。お考えを併せてお尋ねいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

生涯現役と高齢福祉の取り組みについてご質問いただきました。私からは、1点目と3点目に

ついてお答えをいたします。

まず、1点目の生きがいを育む取り組みについてお答えいたします。8月22日に古川町公民館で開催された「飛騨市シニア生きがいづくりフェア」は、高齢者の就労支援と社会参加のマッチングの機会として開催し、ハローワーク、シルバー人材センターや飛騨市観光協会にも参加いただくとともに、市からも農業振興課、地域包括支援センターも出展しました。また、社会参加やボランティアという分野だけでなく、就労の相談にも応じられるよう、建設業・製造業・介護就職面談会も同時開催し、市内企業のブースを設けたところ、44名が来場し、そのうち60代以上の方は29名でした。

来場者の感想は、ハローワークなどでのパート募集情報、社会福祉協議会でのボランティア活動情報を得ることができよかったという意見がある反面、周りが気になって相談しにくいという意見がありました。また、ブース参加事業所からは、シルバー人材センターの会員登録や地域の通いの場の参加につながりありがたかったという声の反面、一部企業では就職のイメージが強く、パート就労希望の高齢者の方はブース訪問になかなかつながらない。農業関係の相談では開催時期が夏では遅く、就労につながらないなどの課題も出ました。今回、初めて開催した結果を関係機関としっかり振り返り、来場してもらいやすいよう、就労や社会参加につながりやすいよう検討を重ね、今後につなげてまいります。

続いて、3点目の要支援・要介護の方の生きがいづくりについてお答えいたします。介護が必要な方が誰かの役に立って生きがいを得るためには、介護サービスのスタッフ、地域における市民の方の意識や関わりを深める、本人や家族の持つ強みを引き出すといったことが必要になり、その役割を担うのがケアマネージャーとなります。

ケアマネジメントの基本的理念として、個々の高齢者の自立支援のためには、地域の中で役割を持って取り組めるよう心身機能の改善のほかに、活動や参加の視点が必要であり、例えば、手芸の先生をしている方の生活の支援をしながら、継続して自宅で手芸を教えられるようサポートする。趣味で行っている籠を販売する機会を設け、社会参加を促す。あるいは、自ら通院したいという思いにアプローチし、バス事業者の協力を得て乗降訓練を行うなど、市内でも生きがいにつながる取り組みをケアプランに盛り込む事例があります。

また、市内のケアマネージャーで組織された「飛騨市ケアマネネットワーク」では、昨年開催された「飛騨のてむずり展」において要支援・要介護の方が作成した美術・工芸作品を展示、販売するなど、その方の趣味や生きがいとなっている個人活動をサポートするような催しを実施しています。今年度も要介護者であるお茶の先生によるお茶会や、要支援・要介護の方を対象としたカラオケ大会が計画されています。その他、生きがいづくりの事業としては飛騨市介護サポーター制度があり、介護施設での話し相手、外出の補助や各地域での配食サービス、いきいき体操等の介護支援ボランティアに対してポイントを付与し、その数に応じて商品券と交換する制度があります。現在、市内109名の方が活動されており、その内、要介護・要支援の方は1名のみでしたが、そうした方においても参加いただけるよう間口を広げています。

こうした、要支援・要介護の方の生きがいづくりは、自らの介護予防となり、自発的に自分を支える自助のほか、地域でお互いに助け合う互助や介護サービスなどの共助においても人材不足を補う取り組みにもつながることから、引き続き力を入れてまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

私からは、2点目のシニア世代の学びの場や交流の場づくりについてお答えします。議員ご指摘のとおり、生涯現役であるためには新たな挑戦や学びなど、様々な意欲を持ちながら生きることが大切だと考えております。そこで現在、飛騨市教育委員会が実施している「飛騨市民カレッジ」について、改めてご紹介したいと思います。

飛騨市民カレッジは、「学びに卒業なんてない」をテーマとした市民向け講座の総称です。講座の種類は5つあり、1つ目が普段出会えない講師から学ぶ「アカデミック講座」、2つ目が子どもを対象とした「ジュニア学部」、3つ目が日々の暮らしを豊かにする「公民館講座」、4つ目が市民自らの持ち込み企画である「誰でも自主講座」、5つ目が60歳以上を対象とした学びの場である「シニア学部」です。中でも「誰でも自主講座」は、市民の方がこれまでの知識や経験を生かし講師となる講座で、体操やウォーキングをはじめ、カラオケや絵画、寄せ植え教室など約40種類のバラエティーに富んだ講座を開催しております。一部、中学生などに限定する講座もありますが、ほとんどの講座は年齢制限がありません。この自主講座からサークル活動に発展した例もあり、まさに人と人とのつながりを形成するのにふさわしい講座であるといえます。

また、多くの講座は講師も受講者もシニア層が多く、2023年度後期の市民カレッジ受講申し込み者は、55歳以上が80%と、むしろ若い世代に積極的な参加を望んでおります。

今後もこの「市民カレッジ」をブラッシュアップしながら、世代を超えて新しいスキルの習得や学び直しのできる場として、市民にいつまでも喜んでいただけるよう努めてまいります。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○1番（小笠原美保子）

分かりやすく説明していただきました。ありがとうございます。最初にお話を伺った生きがいづくりフェアですけど、私はチラシ見たときに、いい取り組みでうれしくて、いい結果が出るといいなっているのをすごく期待していたんです。初めてだったのでいろいろな反省とか、今後の取り組みへのものがあるとは思うんですけども、その場へ行かれる方というのは、例えば本当にお仕事をしなくて行かれる方が多かったのか、内容を聞き漏らしたのかもしれないんですけども、ちょっと教えていただくとありがたいのですが。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今回初めてということで、どういったものかなということで来場された方が多かったのかなと思っています。先ほどお話いたしました、シルバー人材センターの会員登録につながった方は1名ということで聞いております。それから地域の通いの場の参加につながった方も1名いらっしゃったと聞いております。

最初だったからということもあったり、あるいは、これも反省の中で出てきている話でありま

すけども、今回市内の企業と合わせて出店したという形なんですけど、企業のほうでは最初ということもあって、我々の周知も十分ではなかったとは思いますが、高齢者の方というのは、中にはフル勤務という方もいらっしゃるのかもしれませんが、やっぱり短時間勤務とか、高齢者の方にも分かりやすい仕事内容の紹介、そういうことが今回までできていなかったというところの反省がございまして、次回は仕事の切り出しとか、高齢者の方ならではの仕事の見せ方とか、時間等も含めてなんですけども、そういった形での出店、見せ方をしていきたいなということでの反省はお聞きしておるところでございます。

○1番（小笠原美保子）

結構ちゃんと働きたい方はいらっしゃると思うんですよ。私そんなにたくさんの市民ではなく、お一人しかお話を伺っていませんが、仕事をしたいと言っていた方がいらっしゃるんで、こういうのがあるけど行ったらとお話をしたのですが、もちろん長い間は働けないというのはあります。でも、お年を召されていると朝が早いので、夜はゆっくりしたい。そう考えると、例えば朝早くから午前中だけとか、お望みの時間帯とかも年代によってはあるのかなというところは感じています。

何でかと言うと、働きたいからハローワーク行くけど年齢制限で大概引かかるので、やっぱり仕事がないというのはその方が言っていたのでよい取り組みだと思います。周りが気になってお話がしにくいというのもちょっと出ていたんですが、例えば今後につなげてだと、本当に働きたい人向けのために開くケースと、地域の方に貢献したいとか、地域の通いの場づくりのためにいきたいという人たち向けとで、分けたほうがやりやすいのかなというのとはちょっと感じたんですけど、いかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

私も最初から最後まではいなかったんですけど、ちょっとブースを覗きに行って、あと結果については私どもの担当からこんな意見がありましたということを知りました。ただ、全体的な振り返り、反省会というのはまだ行われていなくて今から行う予定でございますので、そういった中でも市としての思ったこと、あるいはほかの出店者、事業者からもいろいろな反省が出てくるかと思っておりますので、そういった中でまた検討されていくものだと思っております。

○1番（小笠原美保子）

あと、要介護と要支援の方のためにされているお話だったんですけども、とっても充実していて、聞いたら、楽しそうなカラオケ大会とかがあるということで皆さんが喜ばれるとは思いますが、こここのところですけど、意識の問題かなど。場づくりはもちろん大事なんですけど、その場があってそのほかの方と触れ合っていく中で喜びを感じるというのが大前提だと思うんですが、要支援状態ぐらいだと家に閉じ籠もっていらっしゃる方が多い。むしろ要介護状態の方のほうがデイサービスへ行ったり、いろいろな方と触れ合っているチャンスは多いんですよ。その手前の方たちは割と昼間は玄関の鍵を締め切って、「悪いことに勧誘されたりするといけないから、若い者が鍵かけてくれって言う。」とって家に閉じ籠もっている、今年は特に暑かったので余計だとは思いますが、そういう閉じ籠もっている方が割と多かったので、例えば要支援になる

かならないかという程度の方たちに向けて、現在は何かしらあるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

その方それぞれだと思います。先ほど申し上げましたケアマネージャーそれから介護事業者、要介護・要支援者の方もそうですけども、飛騨市の場合はやっぱり人口も少ないのですから顔の見える関係づくりができておりまして、例えばご自宅のサービスを使われていらっしゃるなら、ご自宅へ訪問していろいろ話を伺う中で、その人の趣味とか、そういったことの話も当然できると思いますし、例えば作品が置いてあれば「こういったことに興味をお持ちなんですね。」というようなお話からつながっていく場合もありますし、そこはケアマネージャー、介護事業所の職員等ともうまく、今おっしゃられたような自宅に籠もるということではなくて、やっぱり外へ引き出す方策というのは、常々考えて当たっていらっしゃるということを思っております。

○1番（小笠原美保子）

うちも父がお世話になっていたときに、かなりヘルパーさん、ケアマネージャーさんたちは、その人の一生の初めからちゃんとお話を伺って、この人はどういう人生を生きてきたかとか、何が好きなのかとか、家族の関係はどうなのかとか、割とちゃんと把握して、ほかのスタッフたちにも共有してくださっているんですよ。見ていてここまで親切にしてくださるんだなと感動したので、今話されたことはよく分かります。

あと河合町の「ばあちゃん食堂」があるんですが、ばあちゃん食堂で作る側で参加されている方のお話を伺ったことがあるんですけども、物すごい喜んでいらっしゃったんですよ。とにかく子供と一緒に飛び跳ねんばかりにして、すごくうれしい、物すごくうれしい、とにかく楽しいと。何がそんなに楽しいのかっていったら、やっぱり自分が作ったものをほかの人がこんなに喜んで食べてくださると思わなかったと。リピーターにもなるし、はるばる来てくださる方もいらっしゃる。自分の作ったもので、こんなにみんなが喜んで来てくれるのがうれしい。ましてや家で作っている野菜なんて、若い者は見向きもしなくて駄目にするだけですけども、でも家からかぼちゃを持っていこうとか、トマトを持っていこうとかって、そこでまた活用できるのがうれしいとお話されていて、聞いているこっちがうれしくなってしまうんですが、本当にいい取り組みだと思います。

それで思ったのが、例えば市として全部できなくても、もちろんできないと思いますけど、例えばちょっとしたお手伝い。場所の提供をするとか、例えば広報をちょっとお手伝いするとか、そういったことで地域の方たちがまた一丸となって、仲良くなったり、生きがいに感じたりという方々が増えると思うのですが、そこら辺の手助けの部分というのはどのようにお考えですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今議員がおっしゃったように、全てといいますか、たくさんのことを市が手がけるということも難しいと思います。ばあちゃん食堂の皆さんも地域のほうから盛り上がってきてやられた取り組みでございます。市のほうとしてもできる限り、そういった側面支援をいろいろな機会があれば

していきたいなということを思っているところでございます。

○1番（小笠原美保子）

ぜひよろしく願いいたします。多分お家で独りぼっちで閉じ籠もっているよりは、どれだけ周りの方が喜んでくださって、そのために生きているか、そうやって実感することが生きがいにつながったり、幸福感につながるのではないかと私は思っています。幾つになっても、寝たきりになっても、目標を持ったり、心が健康に生きていくということができるとは思っておりますので、ぜひ今後もよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。空き家対策について質問いたします。全国的に少子高齢化が進む中、同時に空き家が増え続けており、飛騨市においても大きな心配事となっています。従来の空き家対策としては、ほとんど既に空き家となり、問題となっている家屋等に対する対処療法的な対策が主となっています。飛騨市においても空き家を賃貸住宅にするための改修工事の補助、家財道具の処分や相続登記に対する補助、利活用の見込みのない不要な空き家の解体に要する費用を一部助成するなど、対策に関わる補助制度があります。市内に空き家が急増している中、従来の助成制度も対象者は限られ、所有者から撤去費用を回収することが困難な行政代執行の対策など、自治体の負担は増え続けているのではないのでしょうか。また、人口減少とともに世帯数も減少する中、高齢者世帯の割合は増加していき、同時に空き家も増えていきます。現存する空き家についての対策とあわせ、新たな空き家が発生する前の未然予防を重点的に進める必要があります。

子供が独立して他県などで住宅を購入しても、親が元気なうちは頑張っ生活ができるため、特に困ることなく過ごせていますが、健康状態が悪くなって入院や施設への入所となり、そのまま空き家となるケースが多く見受けられます。空き家予備軍である高齢者の単身世帯に、空き家問題に対する意識の啓発や意向調査をし、その中でそれぞれの課題を見つけていただき、問題を解決していくことが大切です。元気に生活をしているうちに、離れているお子さんとともに住宅の管理、処分等について検討していただき、空き家の発生を予防できるとよいのではないのでしょうか。

そこで1点目、空き家にしないための予防策についてお尋ねいたします。事前に家族と話し合い、不安が解消されることでご自分の生活も安心して過ごすことができますよう、空き家問題に対して認識していただくことが大切です。今後、住宅をどのようにしていきたいか積極的に働きかける中で、相続などの対策も話し合えると思います。最後まで元気に自宅で生活できれば幸いです。例えば認知症になり判断力が低下すると意思の疎通は難しくなります。また、子供世代が働き盛りで忙しいと、不要になった実家の処分にまで手が回らず、家財道具などを残したまま物置のような状況になっている空き家も多いようです。対応を後回しにしている間に、維持管理にはお金がかかり、老朽化していき、価値も下がってしまいます。終活支援事業の取り組みの一環として、生前に取り組むべきポイントをまとめ、「空き家にしない我が家の終活」を刊行されています。やはり、早めに家族でしっかりと方向性を決めていただくこと、行政でニーズに合った対策をしていくことで未然予防となります。今後どのような対策をされていきますか。

2点目は、逆空き家バンクについてお尋ねいたします。空き家の情報を登録する通常の空き家バンクとは逆に、空き家を買いたい、借りたい人の思いを登録し、市のホームページ上で公開す

ることで空き家の所有者と利用希望者のマッチングを行い、空き家の再生を促進する事業が静岡県藤枝市で今年の4月から始められました。通常空き家バンクでは、空き家情報の登録で場所が明らかになるため、防犯上の問題が生じることが心配されています。一方、買い手の希望する条件を登録し公開することは防犯上の問題はなく、売買後の用途も事前に分かるという利点もあります。登録情報として買い手の利用への思いを具体的にイメージして描かれているのが特徴で、登録者のニーズによってはまちづくりを考えるきっかけにもなるケースと期待をされています。空き家を減らすため、また、利活用できるチャンスを増やすため、賃貸も含めてマッチングできるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

3点目に、更地にした場合の固定資産税についてお尋ねをいたします。実家の片付けなど市民の方々もご尽力をされていますが、いざ住宅の解体となると、なかなか手につけられないケースが多いようです。高額な解体費用が必要である。建物を解体して更地にすることで固定資産税が高くなるのが大きな理由となっています。日本では、マイホームを所有している人への負担を軽減するために、持ち家が建っている土地への固定資産税を安くする仕組みとなっています。200平方メートルまでの土地は、固定資産税評価額を6分の1に、200平方メートル超えの部分は3分の1にして計算をされています。そのため、空き家を解体して更地にすることで、土地の固定資産税が上がってしまいます。昔のように人が増え、家を建てる家庭が多かった時代にはよい制度だったのでしょうが、現在、そしてこれから空き家が大きな社会問題となっていく中、固定資産税の減税をされる地域もあるようです。更地にした場合の固定資産税についてどのようにお考えでしょうか。また、市民のニーズにどのように対応をされるのでしょうか。お尋ねいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは私のほうからは、1点目と3点目につきまして答弁させていただきます。

1点目の空き家の予防策につきましては、昨年4月に策定しました「第2次飛騨市空家等対策計画」において、3つの基本的な対策方針のうちの1つに位置づけ、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦のみの世帯を中心に、相続先や不要となった家屋の利活用や処分の方法など、生前に不動産の将来的な方針を決めておくことの必要性を周知するための取り組みを行っております。昨年度は、市が開設し社会福祉協議会に運営を委託しています「飛騨市終活支援センター」において、相続、信託、遺言等をテーマにした終活セミナーを8回開催し、延べ149人の市民の方に参加いただいたほか、議員からもご紹介いただきましたが、家財の片づけも含めた財産の適正管理の手法について分かりやすく解説した「空き家にしないための我が家の終活」を発刊したところでございます。そのほかにも、家屋の所有者の死亡、転出等の異動があった際には、所有する建物の取り扱いを聞き取り、その状況に応じて空き家バンクへの登録や、処分解体に関する補助制度の案内を行うなどの事務手続きを確立しており、今後もこうした施策を織り交ぜながら、空き家化の予防に取り組んでまいります。

次に、3点目の固定資産税のことについてでございます。住宅用地の特例は地方税法で定められ、住宅の敷地のうち200平米以下の部分については小規模住宅用地として6分の1、200平米を

超える部分については一般住宅用地として3分の1に課税標準額が軽減されるものです。確かに、議員ご指摘のとおり家屋を解体し更地にすることで土地の固定資産税は上昇しますが、解体された家屋の固定資産税は減額され、その差額は立地や家屋の評価額により様々でございます。また、空き家の管理に必要な維持管理経費や精神的負担、及び土地の流動化を考えますと、更地にすることでこれらの負担を軽減するとともに、土地の活性化も図られます。他方、本年の6月には「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正をされ、放置すれば特定空家になる恐れがある空き家を新たに「管理不全空家」と規定し、勧告を受けた空き家の敷地は固定資産税の住宅用地特例を解除し、一般用地として課税することとされています。このような状況を踏まえ、現在、市単独の減免措置の導入は考えていませんが、空き家に関わる税制については今後も流動的と思われるので、国、県、他市町村の情報収集に努めたいと思います。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは、2点目の逆空き家バンクについてお答えをいたします。飛騨市の空き家バンク「住むとこネット」では、本年8月末現在で市内の43戸の空き家を掲載中ですが、平成27年4月の運用開始から総計で227件、賃貸または売買の成約をしており非常に高い成約率を誇っております。これは、地元の不動産業者と協力するとともにあわせて空き家流動化の補助支援を行うことで、空き家の再活用を進めてきた成果であると考えております。

このような飛騨市の取り組みは全国からも注目を集めており、令和3年度においては、空き家所有者と空き家の買い手・借り手双方への支援により空き家の流動化を促進し住環境等の向上に顕著な功績があったとして、第33回住生活月間功労者「国土交通大臣表彰」を受賞しております。さらに今年度より移住相談専門員を配置した移住相談センターを飛騨市役所企画部内に設置をし、これまで以上に移住者に対する相談支援体制を整え、その中で空き家取得または賃貸を望まれる方には、住むとこネットを確認いただき、不動産会社へつないでおります。ご提案をいただきました逆空き家バンクにつきましては、一度検討してみたいと思いますが、今のところ飛騨市ではご提案いただいた内容と同等以上の取り組みを既に行っているものと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○1番（小笠原美保子）

管理不全空家の話が出たのですが、私ちょっと勉強不足なんですけども、その基準とか、一口で言えるところではないかとは思いますが、たしか相続人がはっきりしないというのがあったと思うのですが、相続人がはっきりしないうちに管理不全空家にして税金を優遇していたのを解除しても、固定資産税払ってもらえないと思うのですが。その辺りはどのぐらいあるのかというのは大体把握もしていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

まだ細かいものが国のほうから下りてきていませんので、はっきりとしたことは言えないのですが、管理不全空家の形態の話と所有者の話というのは別の話でございますので。あくまでも特に税金がかかっている場合は、誰に税金がかかっているということがはっきりしていますので、そういったことでのそのリンクというものはないかと思っております。

それから空き家の話ですけども、昨年度うちのほうで調査を行っておりまして、空き家データベースによりますと飛騨市内で731軒が空き家ということで、総務部のほうとして認識しているところでございます。

○1番（小笠原美保子）

管理不全空家のことは、そのうち私がお尋ねすると思うのでいいのですが、昨年お調べになられたとおっしゃって、731軒。言ってしまっているのか、先般、空き家で困るところがあると再三区長からも上がっているはずだし、当時の議員からも上がっているはずですが、うんともすんとも何ともないと言われて確認に行かせていただいたら、その空き家に関しては把握していなかったというお返事をいただいたのですが、その731軒はどのようにしてお調べになられたのですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

昨年度、委託事業として事業者の方に委託して、1軒1軒市内を歩いていただいて、そういった形で調べていただいたものでございます。

○1番（小笠原美保子）

委託事業者に文句を言ったほうがいいと思うんですけども、見逃されているところがあると思います。実際、私がお尋ねしたのは1か月か2か月前だったので、まあいいんですけども。

全て行政でここを管理するというのは本当に大変で、なかなか難しいことだと思うんですけども、別に意地悪で言っているわけではなくて、本当にしっかり把握しないと、皆さんが「5年後、10年後というのを想像したときに恐ろしい。」とおっしゃるんですよ。身近なところで、私の友達のお母様も2か月ぐらい前までは元気に1人で生活していらっしゃったんですが、あれよあれよという間に具合が悪くなってしまって、娘さんは高山市でおうちを建てて住んでいらっしゃるので後継ぎがいなくて、そのまま空き家になってしまったというケースも身近にあるんですよ。元気なうちに話し合うということが一番大事ななとは思っているのですが、なかなか住んでいらっしゃる方にとっては、今元気だからそんな話と違って寄せ付けない部分ももちろん大いにあるとは思っています。そこをどうやってやっていくかというところがまた悩ましいところだと思っています。

私が最近結構聞くのが、空き家バンクでおうちを買ってご自分でリフォームをして、それをまた誰かに貸したりしたいとかって意欲的な方もいらっしゃるにはいらっしゃるんですよ。個人大工さんとかなんですけど、そういった方たちをお調べになってどのようにして利活用できるのか1回話しあったり、お仕事を振り分けられるいいチャンスにもなると思うのですが、リフォームをして賃貸に出すとか、リフォームをして空き家バンクに増やしていくという方法もあるかと思

ますが、どう思われますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今おっしゃっていただいたようなケースが実際にございます。市の補助金を活用していただいて、建設事業者さんが実際にお買い求めになられて、それを賃貸にしていくということが現時点でもございます。そういったことも可能だよということを昨年度のうちに金融機関からもアドバイス等を受けておまして、そういった方々への、事業者へのアプローチも重要なのではないかなということは認識しておりますので、これからPRもしていきたいなと考えております。

○1番（小笠原美保子）

ぜひよろしく願います。買いたいばかりではなくて、借りたい方もいらっしゃるはずなので、そこら辺も含めて大きくやっていただくとまた活性化につながるかなと思います。よろしく願います。

あと、人から言われたのでここでちょっとお尋ねしたいんですけども、ボロボロの家があって、お隣の木が自分のところに入ってくると。木ばかりではなくて虫も来るし、獣も来るという話で、怖い思いをしている方もいらっしゃるのですが、特に大雨が降ったりとか、風が吹いたりすると、物すごく心配されています。そういったときに、自分の敷地の中にガチャガチャといろいろなものが落ちてくるのですが、例えばけがをしたとか、おうちにある花が全部潰れてしまったというときに、お隣といえども持ち主が分からないらしいのですが、文句をどこに言えばいいのかと聞かれたのですが、その場合はどうしたらいいか教えてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

空き家については、いろいろなケース・バイ・ケースありますので、今聞いただけの話ですと私もこの場で「はいそうです。」となかなか言えないものですから、もしそういったことがあれば後ほど総務部のほうへ来ていただければありがたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

ぜひよろしく願います。市役所に相談に行くようにと私はお伝えしますので、そのときにはよろしく願います。

あと、私は本当は税金の話が一番したかったのですが、さっきの市長の話で「市民の皆さんが。」というとすごく大勢みたいに、嘘つきに思われるので言いませんけど、ここ近々で2人ほど「家具は片づけたぞ、1年かかって片付けた。でも、潰そうと思っても税金が上がるというのが心配で潰せない。」というのを聞きました。私も詳しくはないので、そういう話ですよと終わらせてしまったんですが、建物の税金の割合との兼ね合いでそんなに上がらないと伺ったんですが、市民の方が心配していらっしゃるのが実情だと思うので、もしよろしければそこら辺のご説明とかを広報でも何でもいいのですが、一度していただけるといいのかなと思っています。その点はどうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

確かに今おっしゃられたことは、そうかと思う部分もあります。ちなみに昨年、税務課のほうで飛騨市の補助金をもらって壊すという制度を行っております。そのうち23件ほど、税務課の担当者が実際にどうなるかということで計算してみました。23件中20件が下がりました。3件の方が上がりました。上がりましたが、税額とすると数百円から数千円程度の上がりということです。

ちなみに、先ほども別のほうで話を聞いたんですけど、特に古川の町なかは昨年雪がたくさん降ったということで、真面目に空き家の管理をされていらっしゃる方ですけど、やはり雪下ろしで委託したら10万円かかったというような方もいらっしゃいます。ですから、そういったことを踏まえたときに、先ほど申し上げましたように家屋の価格と土地の価格とのバランスがありますので一概に何とも言えないんですけども、そういったことがありますので、冒頭に戻りますけど、一度、広報とかを含めて市民の方に向けてのアナウンスにつきましては検討したいと思っておりますのでお願いします。

○1番（小笠原美保子）

そうしてください。よろしくお願いします。

多分おうちということになると大きいものですし、各家庭で思いがいろいろだとは思いますが。例えば年配の方にとっては思い出のある何十年も住んだおうちなので、生きているのに壊す話はしたくないと思いますし、もちろん先祖代々守ってきた大事な土地で手放したくなかったり、潰したくなかったりという、その辺の思いも大きいと思います。特に今、親が子供にも遠慮して大きい家具片づけたいけど、「手伝ってね。」ということが言えないケースもありますし、本当に家族それぞれだとは思いますが。我が家の話で本当に申し訳ないですが、うちの父でも家を残してあげるということは財産を残してあげられることだというのは、心底、本気で思っていたので、そういうお考えの親御さんも多いのかなと。お子さんに対してはおうちを残してあげたいという思いを持っていらっしゃる方も多いのかなとも思います。本当に「不動産」が「負担」の「負」にならないように、皆さんご家族が心配ないようにいろいろなことをお知らせしていただいて、安心していただけるといいなと思います。以上で質問を終わります。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で1番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時15分といたします。

（ 休憩 午後3時10分 再開 午後3時15分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、今回の議会、最後の一般質問になります。どうかよろしく願いします。

まず1つ目に、飛騨市の子ども・子育て支援について2点伺いたいと思います。国の子ども・子育て支援法では、子供の定義は18歳までと規定されています。市の子ども・子育て支援事業計画には、就学前の子ども・子育て支援に関するデータは充実しておりますけれども、その先の年齢児のデータや支援策はあまり見られません。そこで、飛騨市の子ども・子育て支援策のさらなる充実、拡充を求めて伺います。

まず1つ目に、放課後児童クラブに給食の提供をとという質問をいたしたいと思います。異常な暑さが続いたこの夏、保護者の方々から「夏休みの学童保育にお弁当を持たせるのも大変です。食中毒も心配です。何とかならないでしょうか。」などの声が相次ぎました。飛騨市の放課後児童クラブは、幸い4か所とも学校内のスペースを活用しています。保護者の負担軽減だけでなく、衛生面を考慮すれば、やはり給食センターで調理した給食を提供することが効率的で望ましいと考えます。ぜひこの冬休みから実施していただきたいと考えます。いかがでしょうか。

2つ目に、学校給食の無償化について、これもしつこく伺いたいと思います。学校給食の無償化は、今、超党派で国会議員がその実現を主張して動いております。今年3月29日には、野党が学校給食無償化法案を提出しています。無償化は多くの国民の願いなのです。しかし残念ながら、飛騨市の前回の市長の答弁は、高校、大学へ進学する子育てへの支援を理由に無償化には否定的なものでありましたが、相変わらず子育て家庭にとって、給食を含みますけれども義務教育の無償化は権利であり、有効であることに間違いはありません。給食無償化の願いは高まるばかりです。その証拠に、今年3月議会の質問で私は給食無償化の自治体は254自治体と紹介いたしましたが、この8月で491自治体に増えております。何とあれから倍増する勢いです。その理由は市長はつきりしているんです。義務教育中のこのような負担軽減が、その先の、その子の進学のための蓄えに直結するからです。そして、例えば上の兄弟の教育費にその分を充当することもできるからです。保護者は長いスタンスで子育てを考え、上手に家計のやりくりを切り盛りをしているのです。そういう保護者の努力に報いる子育て支援策が望まれています。よって、市長が国に無償化の責任を問うのはよしとします。私も賛成です。ですが、せめて国が実施するまでの間、市独自で給食を無償にし、子育て支援を充実させる。そのための行政としての責務を果たすべきだと考えます。市のお考えを伺いたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

2点ご質問いただきましたが、私からは学校給食の無償化についてお答えをいたしたいと思えます。

昨年の6月議会と今年の3月議会でもご質問いただきまして、しつこくご質問いただいたということですが、私もしつこく答弁をさせていただきますが、あまり期待に沿うような答弁ではないので大変申し訳ないのですが、今まで一貫して申し上げておりますとおり、国が財源を保障しない限り学校給食を無償化するという考えは私は持ち合わせておりません。理由を改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、義務教育無償論との関わりなんです、憲法第26条第2項、義務教育は無償であることを規定しているものですが、学校給食法第11条は、学校給食に要する経費は保護者の負担としております。この憲法との関係につきまして、最高裁の昭和39年2月の大法廷判決というものがあります。ここで憲法の定める無償とは「授業料不徴収の意味と解するのが相当」というふうに判じておりまして、つまり給食費も含めた授業料以外の一切の費用まで無償としなければならないことを定めたということではない。そのように解することはできないとの判断を示しておるわけでありまして、ですので、給食費は無償でなければならないことはないということは確定した判断になっているというふうに、まずは法的には言えるということかと思えます。ということになりますと、給食費無償化を行うのは何かというと、憲法上の要請ではなくて自治体の政策的判断だということになるのだらうと思うわけでありまして、つまり、施策として実施するという位置づけですね、そういうことではないかと思われまして。

今年2月に日本農業新聞が行った調査がございまして、新型コロナウイルス感染症対策の交付金を活用して一時的な無償化を行なった自治体を含め、無償化している自治体は約3割であるということですから、先ほどご紹介があった数字に近いんだというふうに思えます。その目的は子育て世帯の生活支援、負担軽減が狙いであるというふうにされています。もし、飛騨市が給食費の無償化を行うとすれば、その施策目的はこれと同じ、子育て世帯の教育費負担の軽減のために行うということになるのだらうというふうに考えます。しかし、私自身は、義務教育中の給食費の無償化が教育費負担軽減の最優先施策だとは考えていないということが一番大きな理由になるわけです。

以前にもご答弁申し上げましたけれども、教育費の中で最も負担感があるのは、大学、短大、専門学校等の通学に要する費用です。しかも、家庭の経済状況は千差万別です。極めて厳しい状況にある家庭ももちろんあれば、裕福で十二分な収入のある家庭もあります。そうした点をしっかり調査して、真に必要な人にしっかりと届く施策を打つのが政治や行政に携わる者の務めではないかというふうに考えております。

そうした精緻な議論をすることなく、給食費の無償化だけがテーマとなるのは私はゆゆしきことだと思っております。先日もある市長の集まりがあって話していたときに話題になったのですが、近年選挙の際にこれが公約として突然出てくる。そして、各地で給食費の無償化が無造作に打ち出されてくる傾向があるというのはいかがなものかという話を集まってしておいたわけですが、私はこのようなことを続けていけば、我が国の地方行政は間違いなく劣化すると思っております。

先ほども申し上げましたように、政策で大事なことは支援すべき対象者が誰かということを見定めて、そこにびたりと当たる支援策を打つということであります。市としてはそういった考え方でこれまで様々な支援策を講じてきたつもりでおります。例えば、より教育費負担感の大きい高校生を持つ家庭に向けては、18歳までの医療費無償化を令和2年度より実施しております。また、高校入学時の入学準備品購入支援助成についても上限額を昨年度3万円から4万円に引き上げて拡充しております。また、中学校の部活動、この中でも費用のかかるスポーツ部に対しまして、飛騨市スポーツ活動充実交付金を1人7,000円給付したり、吹奏楽部の楽器、これは学校所有とすることで保護者の負担を軽減するという取り組みをやってきました。奨学金もひとり親世帯や低所得世帯等の方には、所定の所得水準により貸付年度ごとに償還を免除する制度も拡充してきたわけであります。このように、教育費の負担軽減という課題に向き合ったときに、給食費の無償化以外に取り組むべき課題はたくさんある。このように思っております。

議員のご指摘のように、給食費を無償化した分が後年の進学のための蓄えに直結するという面もあると思います。しかし、もしそれを目的にするなら、例えば、進学のための蓄えを市が肩代わりして積み立てるといような仕組みを組むというほうが有効ではないかと思うわけであります。

実は、私これを早い時期からいろいろ考えておまして、何とか実現できないかということで今まで幾つか生命保険会社の方々に相談して、市が例えば掛け金の一部を持って、一定の年齢で学資祝金が受け取れるような学資保険を市単独で商品造成できないものかという検討を依頼したことが実は何度もあります。ただ、実際には課題が多くて、どの生命保険会社からも実現は困難という回答をいただいて、なかなか実現できていないのですが、これはまさしく私の問題意識として一番お金がかかる高等教育のところに向けてしっかりとした施策を独自に打つ、こういったことについて知恵を絞ってきていることの1つの例としてご紹介申し上げたところです。こうした必ずしも実現出来なくても、様々な知恵を絞ることが自治体の政策能力を高めるということではないかと思えますし、そういった姿勢こそが今の地方行政に求められているというふうに思っております。

なお、全国市長会におきましては、社会文教委員会が私の担当になっているわけでありますけれども、国に一律の給食費の無償化を求めるという形ではなくて、自治体の財政力によって格差が生じないようにしてもらいたいという形で要望を行っております。これは実施の有無はあくまでも自治体の判断ということを前提にしながら、実施する際は国がしっかりと財源を確保してもらいたいということを要望しているわけございまして、こういった点については私自身もいろいろな場で全国市長会として要望させていただいているということございまして。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私からは、1点目の放課後児童クラブへの給食提供についてお答えをいたします。

今年の夏は特に暑い日が続いたこともあり、食中毒の心配をされることも理解できます。市内

4か所の放課後児童クラブ施設ではエアコンをフル稼働させ、最も涼しい場所で保護者の方が愛情込めて作られたお弁当が傷むことのないように配慮をしております。毎日のお弁当を楽しみにしている子供たちも多いと聞いております。

さて、議員から提案がありました給食センターの調理を活用した給食提供でございますが、学校給食と同様であれば栄養価も衛生面も管理され、安心・安全に間違いございません。しかし、実施に至るには困難な課題が幾つも存在します。まず、ご理解いただきたいのは、安心・安全な学校給食を提供するためには、調理場や機材の点検、メンテナンスがとても重要で手を抜けないということです。長期休業中は、調理機器の点検掃除や食器磨き等、給食を提供している期間にはできない作業を集中的に行います。大型機器を分解し、破損や劣化を確認したり、こびりついている汚れを落としたりして組み立て直すとも聞いております。調理員ではできないものや、修繕が必要なものは業者に依頼します。神岡給食センターで見ますと、今年の夏7月21日から8月中旬まで6件、毎週業者が点検や修繕に調理場へ入っております。また、日々の洗浄だけでは落ち切らず蓄積された調理器具の油やけや食缶・食器のくすみ等も、この期間に美しく磨き上げます。さらに、高い壁や棚、大型機材の天井なども脚立に登って拭き取るなどの念入り掃除もあります。そのほか、日数は少ないですが専門性を高めるための研修や調理教室等も実施しています。本当に気を遣う厳しい業務ですが、給食提供のないときでも調理員は責任と誇りをもって精いっぱい勤務しております。

次に、従業員確保についてですが、この期間の勤務は、ほぼフルタイムの職員だけになります。これは、給食提供日の半数ほどの人数です。夏季休業中は子供と過ごすため勤務しないことを前提にお勤めいただいているパート勤務の職員が多くいるからです。現状で人員に余裕はございません。

3点目、このための栄養士の確保が必要です。現在、勤務している県費の学校栄養職員の勤務内容は、学校給食の管理と指導と定められております。児童クラブ提供の給食業務を命ずることはできません。そのほか、配送された給食を受け取る側でも、管理や配膳、片付け等に必要な人員を増員、アレルギー対応をどうするか、食数の決定・変更はどうかなど検討しなければならないことがたくさんございます。また、古川国府給食センターは、高山市や委託先業者との協議も必要となってまいります。

こうした中で、子ども家庭庁が提供されている「放課後児童クラブの長期休業期間等における食事提供事例集」には、給食センター活用以外にも弁当業者と連携した取り組みや、子ども食堂と連携した取り組みの事例もございます。これらのものを参考にしながら利用者のご意向も伺い、目的は何か、課題は何かを明確にして、できることは何かこれから検討してまいりたいと思っております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず、今答弁いただいた1番から順番にやっていきたいと思っております。給食センターを活用して学童クラブに給食を提供しようということになれば、たくさんの課題はあると思っております。それはよく理解できます。ですが、それでもやっているところは増えています。それはなぜかといったら、やはり保護者の、特にお母さん方の負担軽減ということもありますし、それから安全面です

ね。食中毒の問題もあります。同時に給食センターでは、この長期の夏休みにいろいろなメンテナンスをするんだと。そういうことを、今答弁いただきましたけれども、それもあります。ですが、いろいろな課題があるからできないというのではないと私は思うんですね。その課題をどうやって克服できるのか、どうやってカバーできていくのか、それを考えるのは行政の仕事ですし、私たち子供を守る大人の責任だと私は思っているんです。

教育長は、できることは何か模索していきたいということですので、これからいろいろとみんなと協力してやっていければいいかなと思うんですけども、例えば、文部科学省のホームページには、今各地域における取り組み事例としまして、こういう学童保育、放課後児童クラブへの給食の提供、こういうものを推進しているんです。文部科学省が推進しているんです。いつどこでやるのかといたら、通常の学校給食と同じ時間に、教室で提供。献立内容は、通常の学校給食を簡易にした献立。そして提供までの流れといいますと、保護者が学校へ提出する預かりの申込書にて何たらかしたら。それは給食の有無についてですね。それから希望者の数分の給食を学校の調理場や給食センターで調理する。そして児童生徒に提供する。工夫はいろいろ書いてあります。食事をするときの感染防止や手洗い、喚気をしましょう。食中毒やアレルギー事故防止を防ぐために、管理基準、こういうものを可能な限り厳守しましょう。いろいろ書いてあります。ですが、そういう各地域における取り組み事例も紹介しながら、文部科学省は推進しているというわけなんです。なら、それを否定する意味はないと思いますし、なるべくそういうことが可能ならば子供たちに長期の間、お母さんたちに負担をかけずにやれたら、こんなにいいことはないと思うんですね。いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

先程も申しましたように、それができればそれに越したことはないと考えております。申し上げたように課題が幾つもございますので、どれからクリアができていくのか、また、お弁当業者との提携とかそういうこともございますので、そのこともあわせて検討をしていきたいと思っておりますし、事例を調べておりますとなぜできるのかと、給食センターでは不思議に思っているところがございます。そうした事例につきましてもっと詳しくお話を聞きまして、どこからどうしていったらできていくのかということを検討してまいりたいと思っております。100%はできないかもしれませんが、どこを一番最優先に考えればいいのか、何が目的なのか、そこのところを考えながらできることを考えたいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

学童クラブというのは、長期休暇のときには午前7時半から午後6時まで預かれるんですね。長期の長時間です。ここに預ける子供をこの夏休み何人登録したかといいますと、304人だそうです。それだけの子供たちが長期間家庭にいるように、学童保育を活用しています。それはもちろん、ひとり親家庭も含めて保護者の方々が働いているからですね。

例えばその保護者の方々の出勤時刻というのは何時なのか。それは飛騨市の子ども・子育て支援事業計画の中に書いて、ちゃんとデータが取られています。大体午前7時台という方が3割、午前8時までという方が4割。ほとんど7割の方が午前8時ぐらいまでには出勤するんですね。

例えば午前7時までに会社に出勤するお母さんは何時に起きるのでしょうか。そういうお母さんがいましたので、聞きました。朝5時起きです。お化粧する時間も多少いるものですから。午前5時に起きて、それから着替えて、ご飯の用意をしてお弁当を作る。子供に食べさせる。なかなか食べないものも食べさせる、そして自分の用意もして、それで子供を送って、会社には午前7時までに行かなければならない。こういうのを毎日続けるんですね。そういうお母さんたちは本当に大変だと言っています。

ですから、せめて夏休みの間、普通の日には学校は給食が出ますので安心してありますし、夏休みの間、そういう給食を学校で提供してもらえたら本当にありがたいというのは実感だと思います。そういう大変な労働、女性の活躍の場とかいろいろ国は言いますが、そうやって女性も働かなければ家計がやりくりできていかない。共働きもしなければならぬ。ひとり親家庭もいる。今7人に1人が子供の貧困と言われている。私は飛騨市も同じだと思うんですね。全国並みに子供の貧困は同じだと思います。まさか飛騨市の親子さんはいつもお花畑にいるなんてことはあり得ないと思います。苦勞していると思います。そういう方々に、きちんと報いるのが教育行政、条件を整備するという市長のお務めなんですけれども、こういうことも含めて今後の見通しをぜひ冬休みに向けて何とか検討の場を作っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

冬休みは特に短い期間でございまして、給食センターでは絶対にできないということでもございました。そのときには食器磨き等、機材の点検とさせてほしいということをおっしゃいますのは、給食センターで作ることが1択なのか、それとも弁当等、ほかの手段も組み合わせてなのか分かりませんが、私どもはいろいろな方法を考えてまいりたいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

それでは学校給食のほうを伺います。昨日からいろいろな各議員の質問は、飛騨市の財政、財源のお話を市長がしっかりなさるものですから、私も昨日家に帰るなり会った飛騨市民の方が「テレビで市長の答弁聞いていたら暗くなっちゃったわよ。」って言っていました。昨日、高原議員と私も後でそんな話をしました。それだけ大変なんだと、正直に率直に飛騨市の財政を心配してくださるということだろうと思います。

一方では、学校給食のことに入る前に、財源の問題をおっしゃいましたから財源の問題を議論したいと思いますが、今日の高原議員の答弁もですけれども、市長の財政、財源に対する考え方を聞いておりますと骨格予算を説明しているような話でして、口悪く言えば財政の事務方が説明しているような感じで、市長は政治家だと私は思っているんですよ。ですから、議員も来年2月に選挙です。市長も同時に選挙です。市長は来年の続投もお考えになった上で、この飛騨市の財源をどうしようかとお考えになっているのか。だとすると、寂しいですね。何か政策が感じられません。

お金のありなしはよく分かりましたし、財政健全化基準とかね、財政調整基金もそうですし、不用額もそうですし、そういういろいろなことがありますけれども、お金のことで言って学校給

食を議論するのであれば、昨日話があったように学校給食の引き上げを予定されているようですね。そうしますと、今日の中日新聞にも載っております。私、計算しましたら1人当たり小学校で年間190食として計算しました。5万6,620円給食費がかかります。プラス38円ですからね。中学生が180食として6万3,540円。本当に大きな額だと思います。小学校、中学校の子供が2人いたら、年間12万円も給食に取られるということなんですね。先ほどおっしゃいましたけど、これがもし蓄えなり、あるいは上の高校生のお兄ちゃん、お姉ちゃん、大学生のよそに行って下宿代にもきゅうきゅうと言っているお兄ちゃんに少しでも援助できたら、本当にお母さんは助かると思うんですよ。ですから、この値上げをしたとして、もうちょっと額が大きくなると思いますけれども、私が3月に質問したときに試算しましたら、小・中学校の年間給食費は、8,565万円でした。市長の答弁では9,700万円と答弁されたんですけども、ちょっと数字が違うのですね。当時、ひと月で小学校が4,750円、中学校が5,460円。これ掛ける11か月ですから、それに生徒数をかけたら単純に数字が出てきまして、私の試算だと8,565万円になりました。ですから、市長の数と1,200万円の違いがあるので、もう一度すり合わせが大事だなと思っています。

それにしても、市長、例えば授業料は無償だとおっしゃいまして、そのとおりです。学校給食では、なぜ人件費や設備費の部分は税金で賄うのでしょうか。学校給食法では保護者の負担だとおっしゃいました。私もその条文は読んでいます。その上で、今の永岡文部科学大臣でも、各自自治体でそれを無償にすることは何も構わないと。それは止めるものでもないしということをして国会の答弁で行っているんですけど、それにしても子供たちの中に入る食材費だけが保護者の負担で、あとはなぜ税金で行政が賄ってやれているのでしょうか。結局トータルとして学校教育、義務教育は無償だという考えのもとにそうなっているのではないのでしょうか。いかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

義務教育の費用の個々のことを議論するのは、この場で議論すると際限なくなりますが、給食費の部分は実費だからだという理解だと思っています。食材費ですので実費です。調理とかは当然全部負担されていますが、これは食材の実費ですので、それで保護者負担になっているのではないかと、私はそう理解しています。

元来、学校でかかる費用は全て無償ではないので、なので小学校1年生のおはじきとか算数セットはちゃんと親が負担したりしていますよね。ほかにもいっぱいいろいろなものがあります。服なんかでもそうですが、そういうことではないかと思っておりますので、やはりそこは一律に全部まとめて議論するわけにいかないものですから、もし議論するのであれば、また改めて個々にしっかり根拠を見ながら議論するという事かなと思います。

○11番（籠山恵美子）

次の質問に移る前に、私がこの学校給食にこだわるのは、ある出来事があったわけですね。7～8年前に私が子ども食堂を我が家で小さくやっているときに、おばあちゃんが連れて来た小学生の男の子のことをおばあちゃんが言って、そこで泣くわけです。「うちの孫が「給食費は？」と書かれた付箋を手の甲に貼られて、そのまま家に帰ってきて泣いていた。」と言うんですね。その細かい事情は分かりませんよ、払っていないんでしょう。そのうちはひとり親家庭でしたか

ら。そういう経緯があつて、なぜそうなっているのかなと私も思いましたけれども、子供にとっては本当にショックだと思います。そういうことを先生にされるのは。学校にも行きたくない、給食は食べない。その子はいこじになってしまったわけですね。それがきっかけで無理やり学校に行っても友達と口も利かない。口を聞けば、暴力を振るう、殴り合いになる、そんな子供がおりました。その子は子ども食堂に来ている間に偏食も多かったですけれども、なんとか2年間、月2回、子ども食堂に来てもらううちに変りました。家庭料理をしっかりと食べたからですよ。学校給食も今、管理栄養士のお話を聞いたら、珍しい高級なものを出すのではなくて家庭に近い料理を献立でやっていますとおっしゃっていましたから、学校に行ったら家庭料理に近い給食が食べられてよかったんだろうと思いますけれども、給食費が払えていないばかりに、そういうことをされてしまって、その子の心が折れてしまったということなんですよ。ですから、学校給食はもうただでいいのではないかと私は思って、それがきっかけになっています。

7人に1人が子供の貧困というのがあるとしたら、また町のどこかにそういう子がいないかなと本当に心配しております。ですから、またしつこくやりたいなと思っていますのでよろしくお願いします。

次に、県単位化の国民健康保険制度について伺います。

まず1つ目に、保険料引き上げは見切り発車ではないか質問いたします。市の国民健康保険料が県単位化の運営に変わったことで、今年度から保険料が毎年値上がりします。しかし、岐阜県国民健康保険運営協議会の協議や県の運営方針によりますと、「保険料の水準統一化は、市町村と協議することが重要。」とされ、少なくともこの10月までは結論が持ち越されているではありませんか。私はこの岐阜県国民健康保険運営協議会の議事録を引き出しまして、しっかり読んでみました。確かにそうです。ところが、飛騨市の保険料は今年度からもう既に引き上げが決まって、議会でも可決されたわけですが、引き上げられています。これは岐阜県国民健康保険運営協議会のやり方より先走っているのですから、見切り発車感が私はとても否めません。この件に関して、飛騨市はこれまで県にどのような市長あるいは飛騨市の立場を説明してきたのか。市民の皆さんに分かるように、詳細に説明をお願いします。

2番目に、保険料の一本化は、たとえ県の国民健康保険運営方針によるものだとしても、これは法令ではありません。ですから、法的な義務はありません。運営方針はあくまでも技術的助言であり、国民健康保険料統一に法的拘束力はないのです。そもそも保険料賦課決定の権限は県ではなく、市町村にあります。これは国民健康保険法に明確に書かれてあります。ですから、飛騨市は一本化には強く反対すべきです。なぜ飛騨市は市民の命と暮らしを守る立場に立たず、県の意向を先取りした形で、安易な保険料の引き上げに走ったのか大変疑問であり、私は納得できるものではありません。これも市の説明を伺います。

3つ目、県との協議ではっきり異を唱えてくださいということです。市として保険料の統一保険料の結論を市町村の試算抜きに拙速に出さないよう、協議の場で意見すべきではないでしょうか。なぜなら、これまでの飛騨市民の健康に対する努力も、あなた方、行政の努力も、県単位化で水の泡になってしまうからです。こんな地方自治を否定したやり方に屈服していて、どうして飛騨市民の命と暮らしを守ることができるのでしょうか。市の見解を伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

国民健康保険制度についてご質問をいただきました。1点目の本年度からの保険料引き上げについてと、2点目の安易な保険料引き上げとの指摘につきましては関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

まず、市の国民健康保険料の見直しにつきまして、改めてこれまでの経過をご説明申し上げます。平成30年度からの都道府県化を見据え、岐阜県内でも最低水準の保険料でありましたので、平成29年度に市議会及び飛騨市国民健康保険運営協議会にお諮りし、国民健康保険料の引き上げ方針を決定しました。その方針は、令和5年度までの6年間において保険料率の引き上げを行うとともに、平成29年度に一般会計より2億円を国民健康保険特別会計に繰り入れし、積み増した財政調整基金を活用し、毎年度に必要な保険料総額の一部を基金から補填することで保険料徴収額を縮減し、被保険者の急激な負担増加を軽減するというものです。この方針どおり平成30年度、令和元年度と保険料率の引き上げを行ってまいりました。令和2年度からの3年間につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大があったため、市民の生活を守るため特例的に保険料率を据え置きとしました。しかしながら、令和3年度末及び令和4年度末における飛騨市議会及び飛騨市国民健康保険運営協議会にて、令和5年度より再び保険料を緩やかに引き上げる旨、新たな今後の方針をご説明させていただき、現在に至っているところです。したがって、保険料の引き上げにつきましては、これまでの経緯からも慎重に検討を重ねた上でのことであり、見切り発車ではございません。

また、岐阜県国民健康保険運営方針については、今年度が第2期方針の最終年であることから、令和6年度からの第3期方針について現在調整がされています。しかしながら、平成30年3月に策定された第1期方針において既に記載がありますとおり、基本的な考え方として将来的な保険料水準の県内統一を目指すことは決定事項となっています。さらに本年6月、国は都道府県が策定する「国保運営方針」の指針となる策定要領を改定し、都道府県内の保険料水準を統一する目標年度の記載を求めたほか、統一の定義について同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とする完全統一を目指すのが望ましいと記述し、令和6年度からの次期運営方針を「保険料水準の平準化に向けた取り組みを一段と加速するための期間」と位置づけられています。また、策定要領には、保険料水準の完全統一を進めることは、国民健康保険財政の安定化や被保険者間の公平性等の観点から重要であるとの記載があることから、県に対して、将来的な保険料水準の県内統一を目指すことに対して意見することはないと考えています。

なお、市といたしましても、保険料の一本化は平等性の確保、行政の効率化、財政安定化など、より効果的かつ持続的な国民健康保険制度の提供を目指すものであり、また、将来的には地域ごとに異なる医療サービスの提供状況に対処し、県単位で計画的な医療リソースの配置や改善が行えるようになるため、市民の命と暮らしを守ることにもつながるものと考えます。

3点目の保険料に関する県との協議についてお答えいたします。県との協議の場としては、岐阜県国民健康保険連携会議が設置されており、岐阜県における国民健康保険制度の安定的かつ円

滑な運営を図るため、岐阜県及び県内市町村、岐阜県国民健康保険団体連合会が情報の共有及び意見の調整等を行うことが目的とされています。将来的な保険料水準の県内統一を目指すという方針については、既に後期高齢者医療保険料が県内統一されているように、国民健康保険料の県内統一の方向性についてあらがえるものではないと考えています。

議員ご指摘のとおり、県との協議の場とされている岐阜県国民健康保険連携会議において、意見すべき場面では意見を申し上げるというのは必要なことではございますので、これまでの市民の健康に対する努力が水の泡になってしまわないよう、各市町村で実施されている保健事業の取り扱いについての検討がされる場合などには、市の意見を申し上げてまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

協議会の議事録では、あくまでも各県内市町村の協議が重要であると。何も押し付けるものではないと。ですけど、部長は県の協議会にはあらがえないと。これなぜでしょうね。

つまり、今まで一生懸命、健康体操教室や、それから何といても飛騨市はそういう医療機関がいっぱいあるわけではないですから、どうしても都市部のあっちにもこっちも病院があつてしょっちゅう病院にかかれるという環境とは違いますから、我慢しながら我慢しながらつつましくやって、健康に気をつけて、あまり医者にもかからず、そうやって抑えてきたから医療費を抑え、そして21市の中で一番低い保険料で推移してきたんですよ。それが今度は県の統一、42市町村がガラガラポンして、それを水準化するということになったら当然飛騨市の保険料上がりますよ。都市部が新型コロナウイルス感染症がはやった、感染症がはやったとなって医療費ががと上がったら、飛騨市はさらに値上げして、飛騨市の私たちがその都市部を支えなければならないんですよ。国民健康保険のわずかな加入者で。そしたら飛騨市民の加入者の生活はどうなりますか。破綻しますよ。もっと飛騨市の立場を主張して、そして今まで飛騨市は何とか国民健康保険財政の中で賄ってきましたから、わずかですけども基金もあつたし、一般会計からの法定外繰り入れもせずずっとやってきました。高山市はどんどん繰り入れしています。それもやらずにやってきました。なら、これからはとても市民に負担は押し付けられないから、飛騨市の一般会計からの法定外繰り入れをやって保険料を少しでも引き下げられるように飛騨市の行政は努力できますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

県の都道府県化につきましては、平成27年度に法改正がありまして決まってきたところでございます。こちらは多分全国的にも国民健康保険、市町村で守っておりましたが、なかなか人口の減少、それから後期高齢者のほうへの年齢の上昇で移動ということもあって、国民健康保険会計自体がやりくりできなくなってきたところが多いから、こういったことが起きてきたのではないかなということも予想されるところでございます。

ちなみに、飛騨市の国民健康保険特別会計の平成30年度からの単年度収支を申し上げます。平成30年度の単年度収支です。マイナス6,822万3,000円。令和元年度、マイナス3,572万3,000円。令和2年度、こちらはプラスで1,661万8,000円。令和3年度973万円のプラス。この令和2年度、

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症による受診控えがあったものと推察されます。令和4年度、コロナ禍が開けてからマイナスの5,228万7,000円です。この5年間だけ見ても、合計で約1億3,000万円の赤字になっております。

したがいまして、もう飛騨市単独での国民健康保険会計では値上げをしないとやっていけないというような状況を踏まえて、しかもその都道府県化という、保険料統一という既定路線があるものですから、そちらに向けて本当に苦渋の決断ですけれども、保険料を上げざるを得ないというところにきているという事情をご理解いただきたいと思います。

○11番（籠山恵美子）

では市長に伺います。確かに私も決算書を今予習しておりますので、単年度収支が赤だになって、それは分かりました。ですけれども、それは単年度収支でそういう見方をするものですから、あまり私は気にしていませんけど、それでも今部長がおっしゃったように単独ではやっていけないから県単位化だと言って仲間入りしても、今度はさらに私たちは飛騨市民がかかった医療費、こんなにかかってしまったから保険料が上がる、しょうがないね、では済まないんですから。都市部でぐんと医療給付にお金がかかったところ、その人たち分も補わなければならないわけですよ、飛騨市民の加入者が。こんな理不尽なことはないと思うので、ぜひ市長会なりで国民健康保険の県の単一化の問題点、全国的な問題ですので、ちょっと研究していただいて地域医療を守るように、飛騨市の国民健康保険もぜひ声を上げて守っていただきたいと思います。

それで、私はその財源の問題がずっと出ていますので、例えば国民健康保険財政を守るとしたらできることあると思うんです。私は飛騨市は振れる袖はたくさんあると思っているんですよ。例えば一般会計の中にある特定目的基金ですね。これが物すごいではないですか。一般会計からいろいろな特定目的基金があって、これが141億円もありますよ。そのほか、いろいろな基金を全部合わせて物すごい金額、160億円あるんですよ。私これも一度きちんと見直したらいいと思うんですよ。訳の分からない名目の基金も改めてみたら結構ありますよ。そういうのを整理して、改めて国民健康保険の財政をきちんと立て直して、もしかしたら特定目的基金などを一旦、せめて半分に減らして一般会計に入れて、そこから国民健康保険財政の中の基金に改めて積み直して、安定した飛騨市独自の国民健康保険財政、それこそ一般会計の目的外繰入をしたくないならそれでもいいですよ。そのかわりきちんと基金をつくって、飛騨市民の国民健康保険を守っていただきたいと思います。市長いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

特定目的基金の整理の話は、籠山議員らしからぬ乱暴なお話かなと思って伺ったんですが、個別に見ていくと本当にあれでも足りないです。昨日来からのお話ですが、例えば公共施設管理基金なんていうのは、あれだけあっても全部足りない。全部足し上げて突っ込んでも足りないです。清掃施設整備費もそうです。クリーンセンターの一定期間で建て直さないといけないんですね。今の学校の整備もありますし、そういったことを順番に見ていったときに、全然足りる水準ではないんです。そうやって全部見ていかないと、一時期の国の埋蔵金みたいな話をすると、これは財政が絶対に駄目になります。

先ほど「市長は担当者みたいだ。」とおっしゃいましたが、現代行政の首長は財政が分からないとできません。絶対にできないと思っています。私それは本当に思っていて、私自身は財政を自分で勉強してやってきていますけども、財政が分かった人間が市長か副市長にいないと、絶対に今からの地方行政はできないというふうに思っていますので、その意味ではまず埋蔵金的な話は、ちょっとこれはもう1回認識を改めていただきたいと思います。

その上で、今の国民健康保険の話ですけど、私がちょうど市長になったときに、まさしく一本化の話がスタートのときでしたから、飛騨市は国民健康保険料が一番安かったですからね。これは正直言って弱ったものだなと思いましたし、現実には国民健康保険は農業の方もいっしょにすれば、低所得世帯の方もいっしょにすれば、年金制度の方もいっしょにいますから打撃になるということも当然分かりました。かといって、他方でほかの保険に入っている方との均衡ということも考えなければいけないということもありました。だけど、激変期であったので、あのときに2億円を投入するということを決めて財政調整基金に入れたんですね。しかしそれを入れ続けるということもできない。それはやっぱり、何とかしながら段階的にやっていくんだということでした。

それから、国民健康保険をめぐる状況というのは今変わってきています。それは何かというと、サラリーマン化が非常に進んでいる。国民健康保険の加入者自体が生産年齢人口といいますか、現役世代で国民健康保険に加入する方が非常に減ってきているんですね。例えば、飛騨市役所の会計年度任用職員を見ていただくと分かりますが、つい何年か前まで国民健康保険だったんです。全部、地方共済になったんです。ここだけ見ただけで国民健康保険の加入者がぐんと減ってしまっている。今後、趨勢的に雇用者のほうに移ってきます。そうすると国民健康保険加入者の数はどんどん減ってきますし、人口の少ないところほど減っていく。それで高い高齢者の人がいますから、医療費はかかる一方です。もちろん後期高齢者前ですから、すごくかかるゾーンよりも少し前ですけど。

そういうふうにして見たときに、飛騨市単独で安い国民健康保険料が守れるかということ、これはなかなか難しいというふうに僕は思っています。だからこそ、今全体的に赤字傾向になっているし、だから県に一本化するという話ではないけれども、全体的な持続可能な体制はどうだというふうに考えたときに、飛騨市の事情を見ても、飛騨市単独では成り立たなくなっているということは認識していただかなければいけないということだと思います。

では、国全体での国民健康保険の都道府県化というのはどうなのかと議論したときに、これは飛騨市の事情だけをもって主張できることではないと思うんですね。やはり国全体で持続可能な国民健康保険というものは何かということを考えていかなければいけない。

その中で、確かに飛騨市として苦しいところもありますけど、だけど飛騨市の事情も変わってきているということも勘案すると、やはり大変ではあるけれども都道府県の一本化というのは、やはり流れとしては、そこに進まざるを得ないのではないかとというふうに私は考えていますので、なので今まで市としてこれは反対だということは言ったことがありませんし、今からもそれを前提として、何とかそれに対応していく。その中で、本当に苦しいところがあれば、そこをどうやって見定めて支援していくのかということ、また別に考えるということではないかなというふうに思いますので、そういう議論を展開していきたいというふうに思っております。

○11番（籠山恵美子）

最後のお言葉を信じて、冷静に少し見守っていきたいと思います。私もこの間、県に交渉へ行ったときにきつく生意気に言ってきたんですけども、何と云っても国が国庫支出金をどんどん引き下げて、それが大きな原因だということは分かっているんですよ、歴史的に。半分国庫を持つという国民健康保険の制度を今38.5%しか国庫支出金を入れていませんので、本当に国政がまず第一の問題だなと思っていますので、国にも物を言っていきたいと思います。

次に3つ目に入りたいと思います。これは市長に存分に語っていただきたいと思いますので、よろしく願います。ダイバーシティのまちづくりへの取り組みと展望について、市長に伺います。

まず1つ目に、行政それから市民の本気度、これはどうなのかということ伺いたしたいと思います。この間の市の取り組みがどのようなようであったのか、講演やワークショップの成果などを伺います。この宣言ができるかどうか固唾をのんで期待し、見守っている市民の方々がおります。同時に、行政も市民も本気度が試されます。現時点での市長のお考えをぜひお聞かせください。

2つ目に、さらなる具体化を市民にどのように示すか。7月21日にはダイバーシティのまちづくり講演会がありました。私も拝聴いたしました。講演者の「誤解を理解に変える」というメッセージは分かりやすく、多様性を行動に生かしていく上で市民それぞれの指針となるだろうと思いました。さて次は、どのような具体化を目指すのか市長の方針を。これは市長が次に続投されるのであればなおさらのこと、市長のお考えをたっぷりと伺いたしたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

ダイバーシティのまちづくり、2点ご質問いただきました。籠山議員と存分に議論したかったのですが、ちょっと私だけが存分に話すだけの時間しかないようですので、ひとまず答弁をさせていただきます。

一昨年の12月の議会の際にもご質問にお答えしたんですが、このダイバーシティのまちづくりというのは、もともとパートナーシップ制度の導入をめぐる議論があって、そのあと性的マイノリティーの理解増進を図るという取り組みをスタートさせたところから、これがきっかけとなって始まっているということでございます。

パートナーシップ制度につきましては、そのときも申し上げたのですが、様々な制度の運用を改めておりますので、制度を導入せずとも同様の取り組みは既にできるようになっているということですが、それを取り組んでくる過程の中で、我々が本当に狙っている、我々が本当に目指しているものというのは制度の導入ではなくて、むしろその人それぞれの様々な形での幸せの追求、これが認められる地域を作ることだというふう考えるに至ってきたわけです。なので、LGBTQあるいは性的マイノリティーの問題としてだけ捉えるのではなくて、もっと広くいろいろ考えたときに、性別、年齢、障害、国籍、ほかにもいろいろあります。そうした様々な違いを持った人たちが自分の幸せを追求できる町にしていくことということが大事ではないかというふう考えまして、それでダイバーシティのまちづくりというのを今年度取り組みたいという

ところから始めたわけであります。

まず今その取り組みの皮切りといたしまして、7月に全国規模で企業や自治体のダイバーシティ推進に携わっていらっしゃる田村太郎ダイバーシティ研究所代表理事を講師としてお迎えしまして、市民向けの講演会を開催していただいたということです。「誰も排除されないダイバーシティのまちをめざして」という講演会であったということで53名、市民の方が参加されたということでございます。

実は私は残念ながらこの日、ほかの公務が重なっていて参加できなかったんですけども、資料もすぐに見せていただきましたし、参加者の感想も報告をもらいました。すばらしい講演だったというようなことを聞いております。その中で、ダイバーシティは単に多様な状態を示すのではなくて、「対等な関係を築こうとし、調和があること」というふうに定義されたいと話されたというふうに伺っております。また、年齢、性別、国籍等、分かりやすい違いだけではなくて、表面からは見えづらい価値観とか性的指向とか、経済状況などにも配慮して、あらゆる人を排除しない組織や地域を目指すことが重要であると呼びかけられたとの話も聞きいております。

これを皮切りに始めたのですが、今並行して取り組んでおりますのが「ダイバーシティのまちづくり宣言」というのをやろうということでその取り組みを始めております。

「ダイバーシティのまちづくり宣言検討委員会」というのを立ち上げておまして、今一緒に取り組んでいただくメンバーを募集しまして、いろいろ公募をしたり、人権擁護委員ですとか障害者支援団体、企業関係者に呼びかけを行いまして、26名メンバーが集まっていただきました。それで8月からメンバーによる第1回目の勉強会を開催しておりますということでございます。

第1回目の勉強会では、女性の活躍推進に取り組んでおられ、外国人を雇用されている事業所の代表の方に、会社での取り組み事例や現状をお話しいただいて、その後、グループに分かれて意見交換を行ったということでございます。女性活躍、外国人、両方切り口があったわけでありませうけれど、この中で出た意見としてどんなものがあつたのかというふうに聞きますと、「ダイバーシティを推進していくには、誰かが著しく我慢するとか、配慮するということでは、共生・理解し合うことはないんだ。各々が認め合つて、理解することが大切だと感じる。」というような意見が出ていたと。すばらしい意見だと思います。また、「それぞれの特性をポジティブに捉えるとよい。」というような意見も出た、非常に活発な意見交換であつたというふうに思いますし、こういう意見が出くるとするのは本当にいいメンバーに集まっていたなというふうに思っているわけでございます。

今後の予定といたしましては、9月、10月もメンバーによる勉強会を計画しておまして、9月の勉強会は障害者支援団体の方と福祉事業所の方から取り組み事例や支援活動など思いを語っていただき、その後また意見交換を実施するというスタイルで進める予定としております。10月は県の人権啓発指導員による性的マイノリティーについての研修会を計画いたしております。こうした研修会、勉強会、意見交換などを重ねまして、今年度末には「ダイバーシティ宣言」というものを公表したいというふうに予定しております。11月頃から、このメンバーの皆さんでダイバーシティ宣言の内容とか文言を検討していただきたいと思っております。これを発表した後には宣言を市民や市内企業、団体に賛同していただけるように呼びかける。賛同者を募っていくということですね。そして宣言ポスターとかステッカーなどを配布するということを通じまし

て、ダイバーシティの町への意識を高めて、認識を広めていきたい。これがお尋ねの具体化の方法ということになるかと思えます。

私自身はこのダイバーシティのまちづくりで最も大事なことは何かということについては、共感だと思っております。これは市政全体を通ずる私自身の理念といいますか、思想であるわけですが、何かに違いを感じたときに、世の中いろいろな違いを感じることはあります。その違いを感じたときに自分と違うから違うんだというふうには考えない。自分がその人だったらというふうにする。そうすると、常に自分事として捉えられると思えます。障害のある人の世界というのは私もずっとこうして取り組んできているわけですが、健常者にとってみると障害の世界というのは何か別の世界のように感じてしまうんですね。しかし、実は障害のある人たちの世界と健常者の世界というのは実は地続きで、それはもう表裏一体、常に背中合わせだというのが私の考えです。

ですから、例えば我々ここにいる全員がそうでありますけど、今日こうして元気でここに来ている、でも夜家に帰って寝ようと思ったときに、なんか体の調子が悪くなって、明日は脳梗塞が結構重度になって半身不随になっている。こういうことも十分にあります。あるいは帰っていく途中で事故に遭って、そして全く明日からは体が動かない、あるいはもう普通の生活ができない。そういう可能性ももちろんあります。生まれながらの障害にしても、例えば自分の孫、自分の子供、生まれてきた子が生まれるまで健常、そんなこと考えなかったけど生まれて障害があると分かった。そんなことは幾らでもあるわけで、私は障害のある立場になるというのは明日の自分の姿だというふうに思っています。世の中にはよく障害のある人もない人もということを言葉として言いますが、世の中には障害のある人と障害のある立場になる可能性のある人、その2つしかない。だから常に自分事だと。

同じような考え方で、性的マイノリティーの問題にしてもいろいろな問題を捉えると。例えば性的マイノリティー、やっぱり今でも不快感を示される方、市民の方たくさんいらっしゃいます。だけど例えば性同一性に1つの課題を感じていらっしゃる方が自分のお子さん、自分の孫だったとしたら、忌み嫌うということは僕はできないと思うんです。そういうふうに自分事として捉えるということが共感だと思っておりますし、そういう気持ちをこの町の中に広めていきたいというのがダイバーシティのまちづくりの私の考え方だということですので、自分事に置き換えたときに、共感が生み出せますし、それがともに暮らせる社会ということになりますし、それこそが飛騨市の優しさだと思いますので、優しい気持ちにあふれた町というのはみんなが住みやすい。そういうところこそ人が減っても、みんなが楽しく心豊かに暮らしていけることにはなるのではないかと思っております。そうした考え方で、今後のダイバーシティのまちづくりには力強く取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

市長の考えていることはよく分かりました。私もこの講演会に参加して、終わった後に会社の社長さんでちょっと知っている方に話しかけられて、なるほどと思ったんですけども、その方は技能実習生を何人もベトナム人、肌の色が違う、本当にこの子たちは無事仕事を続けてくれるか心配ではないとおっしゃっていました。その方が言うには、日本人というのは自分たち

も肌が黄色い割には、白人には鷹揚だと。白人を何か上に見ていると。だけど、ちょっと色が黒い、黄色い、あるいは東洋人、アジア人には何か目下に見ると。それで本当にかわいそうな思いがすると社長がおっしゃってまして、だから講演を聞きに来てくださったんだろうなと思います。ぜひともこれからよろしくお願ひします。以上で質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で11番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆委員会付託

◎議長（住田清美）

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第80号、飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてから、議案第84号、字区域の変更について（古川町数河地区）までの5案件につきましては、お手元に配付いたしました常任委員会付託一覧表のとおり、常任委員会に付託いたします。

次に議題となっております、議案第85号、令和5年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から、議案第89号、令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの5案件につきましては、お手元に配付いたしました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託いたします。

次に議題となっております、認定第1号、令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第14号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算書の認定についてまでの14案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました付託一覧表のとおり、決算特別委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、これら14案件につきましては議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

◆日程第27、議案第90号、損害賠償の額の決定について

◎議長（住田清美）

次に、日程第27、議案第90号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、議案第90号についてご説明いたします。

損害賠償の額の決定について。次のとおり損害賠償の額を定める。

損害賠償の理由ですが、令和5年8月17日、午前10時10分頃、飛騨市宮川町祢宜ヶ沢上地内の

市道川東線において、山側のり面からの落石が祢宜ヶ沢上方面から中沢上方面へ走行中の車両左後方に衝突し、同車両を損傷させたものです。なお、運転者にけがはございません。損害賠償の額ですが、58万円。金額の内訳は、車両修理費で58万円です。相手方の過失割合はゼロ%で、飛騨市の過失割合が100%です。損害賠償をする相手先につきましては、記載のとおりです。以上で説明を終わります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（高原邦子）

命とかに及ばなかったということで、それはよかったなと思うんですが、山側のり面からの落石ということで、どのくらいの高さからの石だったのでしょうか。その後、この事故が起きてからどのような対策を取られたのかご説明ください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

どれくらいの高さから落石かと言われますと、そこは分かりませんが、80センチメートル角の比較的大きい石が落ちてきました。事故後の措置としましては、祢宜ヶ沢上から中沢上間のうちの約500メートルの区間を全面通行止めといたしました。平成24年にのり面の防災の調査をやっておりまして、かなり多くののり面の浮き石が出ていることが判明しておりまして、過去にも何回か落ちてきたことがあってピンポイントに対策はしたんですけども、今回、区間が非常に長く危険だということで当面の間は通行止めにして、調査、対策を検討してまいりたいと思っております。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

○2番（水上雅廣）

関連で質問をさせていただきますけれども、通行止めはやむを得ないと思いますが、調査それからその後の検討、これはしっかりしていただけるのかどうか、再度明確に答弁をいただきたいと思っております。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

のり面の部分については過去に調査したものもありますので、それも含めて検討していきたいと思っております。ただし、この区間の道路の利用状況とか、今後、国道360号の1号トンネルの開通も踏まえて対応は検討していきたいと思っております。

○2番（水上雅廣）

この路線はかつて長期の通行止めになっています。今ほどおっしゃった落石の関係だと思いますけれども、当時も振興事務所と本庁との協議の中でいろいろ難しい問題もあったというふうに聞いておりますし、今回も恐らくそういうことになるのではないかと思います。地元からの要

望は相当強いものが出てくると思います。けれども、行政側としてはやはり考えるところはあるのだらうと思います。

それと今、落石箇所が特定されていないということを伺いましたので、しっかりその辺りは説明をいただかないと、地元のほうもしっかり納得がいかないと思います。

もう1点、今ほど国道360号のこともおっしゃいましたけども、種蔵・打保バイパスが今どういう状況になっているか部長もしっかりと把握をされ、そこのところもしっかりと促進をしていただかないと、なかなか住民の理解がいただけない、そういうふうに私は思っておりますので、調査とともに今の市道への対応、それから国道360号、種蔵・打保バイパスへの対応、それをしっかりとやっていただきたいと思っておりますけれども、部長の答弁をお願いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

国道360号については当然しっかりと要望していきますし、早期開通に向けて精一杯努力してまいります。

市道につきましては、地元にもしっかりと説明をして、漁業協同組合も利用されているということですので、関係団体との協議もしっかりして対応を進めていきたいと思っております。

○12番（高原邦子）

先ほど浮き石は前から分かっていたとおっしゃったんですが、しかし、どの石が落ちたか分からないからどのくらいの高さの落石でしたかという質問に対して部長は分かりませんということでしたが、どこから落ちてきたか分からなくて、保険会社は、保険とかそういうのを受け付けてくださるんですか。

もう1つは、やっぱり対処療法で、今事故が起きたからということなんですが、ここは根本療法じゃないですけど、もう何年も前からということもあるのでぜひここは力を入れていただきたいんですけど。これってどこから落ちたか分からなくても保険というのは認めてもらえるものなのか、その辺はどうでしたか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

どこから落ちてきたのか分からないというのは、当然、道路の上部ののり面から落ちてきたことは間違い無いのですが、のり面のどの高さから落ちてきたということは分からないということでありまして、落ちてきた位置は確定しておりますので、その部分は重点的に点検をいたします。

◎議長（住田清美）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

では以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第90号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第90号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。明日、9月15日から9月26日までの12日間は、常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会審査のため、本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、9月15日から9月26日までの12日間は、本会議を休会とすることに決定いたしました。

◆閉会

◎議長（住田清美）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は9月27日、水曜日、午前10時を予定しておりますのでお願いいたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時38分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 住田 清美

飛騨市議会議員（1番） 小笠原 美保子

飛騨市議会議員（2番） 水上 雅廣